

# 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領

林 野 庁 長 官 通 知  
平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号  
最終改正：令和 7 年 12 月 16 日付け 7 林整計第 296 号

## 第 1 趣旨

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策の実施については、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 232 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

## 第 2 事業の内容

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策は、次の各号により掲げる事業（以下「交付金事業」という。）により構成されるものとする。

- (1) 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業（以下「合板製材事業」という。）
- (2) 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業（以下「花粉削減事業」という。）

2 前項各号に定める事業内容の事業種目及び工種又は区分は別表 1 のとおりとし、その補助対象経費については別表 2 のとおりとする。

## 第 3 体質強化・花粉削減計画等

### 1 体質強化・花粉削減計画

(1) 都道府県知事は、交付要綱第 5 の規定に基づき、様式 1 により体質強化・花粉削減計画を作成し、様式 2 により林野庁長官（沖縄県知事にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）に申請し、その承認を受けるものとする。

なお、体質強化・花粉削減計画の対象区域が複数の都道府県にまたがる場合は、当該都道府県知事の連名により作成、申請するものとする。

(2) 体質強化・花粉削減計画の目標を定める指標（以下「目標指標」という。）は、体質強化・花粉削減計画に位置付けられた木材加工流通施設ごとに別表 3 の指標のガイドラインに基づき記載する。

(3) 体質強化・花粉削減計画の重要な変更は、第 1 号に基づき作成する体質強化・花粉削減計画の計画事項のうち次のいずれかに該当する場合とし、第 1 号の規定を準用するものとする。

- ア 交付金事業に要する経費の総額の 30% を超える増減
- イ 事業実施期間の変更
- ウ 目標指標の変更又は追加
- エ 木材加工流通施設等の変更又は追加
- オ 国際競争力強化計画（木材加工流通施設における競争力強化のための生産性向上の取組について定めたもの）の変更又は追加
- カ 再編計画（地域における木材産業関連事業者が連携して集積・品目転換するなど木材産業の合理化の内容を取りまとめたもの）の変更又は追加

- キ 輸出促進計画（木材加工流通施設における輸出促進を図る取組について定めたもの）の変更又は追加
  - ク 供給力増大計画（木材加工流通施設における木材不足・価格高騰への対応に係る取組について定めたもの）の変更又は追加
  - ケ 木材製品供給力強化計画（木材加工流通施設における木材製品の供給力の強化を図る取組について定めたもの）の変更又は追加
  - コ JAS構造用製材供給力強化計画（木材加工流通施設におけるJAS構造用製材の供給力の強化を図る取組について定めたもの）の変更又は追加
  - サ 原木安定供給計画（供給力・体質強化計画に参画する木材加工流通施設へ原木を安定的に供給する取組について定めたもの）参画事業実施主体の変更又は追加
  - シ 特用林産物省エネルギー化施設等整備計画（特用林産物生産施設における省エネルギー化等を図る取組について定めたもの）参画事業実施主体の変更又は追加
  - ス 木質バイオマスエネルギー転換促進計画（木質バイオマスエネルギーへの転換に係る取組について定めたもの）の変更又は追加
- (4) 体質強化・花粉削減計画の軽微な変更は、前号に規定する重要な変更以外の変更とし、その報告は、様式1により変更した体質強化・花粉削減計画を作成し、様式2により林野庁長官等に報告するものとする。
- (5) 都道府県知事は、体質強化・花粉削減計画の作成（第3号及び第4号に基づき行う変更を含む。）に当たって、原木の需要と供給との調整や事業の円滑な実施のための調整等を行うことが必要な場合にあっては、交付金事業を実施する地域の市町村、森林組合等の林業事業体、木材加工業者等から構成される地域連絡会議を設置することができる。また、地域連絡会議を開催すること等により、交付金事業を実施する森林組合等の林業事業体、木材加工業者等との連携を確保するものとする。
- ## 2 都道府県年度事業計画
- (1) 都道府県知事は、交付要綱第5の規定に基づき、毎年度、交付金事業の開始前に、体質強化・花粉削減計画を踏まえて、様式3により都道府県年度事業計画を作成し、林野庁長官等の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県年度事業計画の目標を定める指標（以下「個別指標」という。）は、事業実施主体もしくは事業を実施する都道府県ごとに別表3の指標のガイドラインに基づき記載する。
- (3) 都道府県年度事業計画の重要な変更は、(1)に基づき作成する都道府県年度事業計画の計画事項のうち、別表1の第1のメニュー①欄における1から4まで及び第2のメニュー①欄における1から4までに掲げる事業に要する交付金事業費（国庫）のそれぞれの総額の30%を越える増減に該当する場合とし、様式3により変更した都道府県年度事業計画を作成し、林野庁長官等の承認を受けるものとする。
- (4) 都道府県年度事業計画の軽微な変更は(3)に規定する重要な変更以外のものとし、その報告は、様式3により変更した都道府県年度事業計画を作成し、林野庁長官等に報告するものとする。ただし、別表1の第1のメニュー①欄の3のうちメニュー②欄における1から3及び第2のメニュー①欄の2のうちメニュー②

欄における 1、2 に掲げる事業は除く。

- (5) (1)、(3) 及び (4) の規定にかかわらず、都道府県知事が、別表 1 の第 1 のメニュー①欄における 1 の事業を実施する場合にあっては、(1) に定める林野庁長官等の承認を要しないものとする。

#### 第 4 事業の実施

- 1 第 3 の体質強化・花粉削減計画に基づいて、それぞれの事業実施主体が所要の手続を経て実施するものとする。
- 2 交付金の交付申請、受領及び事業実施主体への交付並びに事業実施の指導監督に係る事務は、都道府県知事が行うものとする。

#### 第 5 事業実施の報告

都道府県知事は、毎年 6 月末日までに、様式 3 により前年度に実施した交付金事業の実施結果を林野庁長官等に報告する。

#### 第 6 体質強化・花粉削減計画の達成状況の報告等

- 1 都道府県知事は、体質強化・花粉削減計画に掲げた目標指標の達成状況について、当該目標の目標年度に調査し、様式 4 により、当該目標年度の翌年度の 10 月末日までに林野庁長官等に報告しなければならない。なお、市町村長及び事業実施主体は、都道府県知事が行う達成状況の調査等に協力しなければならない。
- 2 都道府県知事は、目標の達成状況が低調である場合には、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 11 条第 1 項の規定による登録を受けた者をいう。）等による経営指導、事業実施主体によるその要因の調査・分析、推進体制、施設の利用計画等の見直し等の目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施し、その結果について様式 5 により林野庁長官等へ報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。  
なお、目標の達成状況が低調である場合とは、目標年度において、体質強化・花粉削減計画の目標指標が 70% 未満となった場合とする。
- 3 都道府県知事は改善措置を実施した場合、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して 3 年間、改善措置に対する体質強化・花粉削減計画の達成状況報告を様式 4 に準じて林野庁長官等へ報告するものとする。
- 4 都道府県知事は、改善措置を実施してもなお、目標の達成率が 50% 未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続の検討を行うものとし、その結果を林野庁長官等へ報告するものとする。
- 5 林野庁長官等は、前項の検討の結果、事業を継続する旨の報告を都道府県知事から受けた場合には、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められるときは、都道府県知事に対し、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。この場合、学識経験者等第三者の意見を聴取することができるものとする。
- 6 都道府県知事は、都道府県年度事業計画における事業実施予定に掲げた個別指標の達成状況について、第 5 に定める事業実施報告と併せて、次のとおり林野庁長官等に報告しなければならない。なお、市町村長及び事業実施主体は、都道府県知事

が行う達成状況の調査その他必要と判断される事項（合板製材事業により整備した木材加工施設ごとの供給力・体質強化計画を踏まえて締結した木材安定取引協定等に基づく原木の取引総量及び総額など）の調査等に協力しなければならない。

- (1) 目標年度は別表3に定めるとおり、事業完了年度又は事業完了の翌年度から起算して3年目（民間事業者による苗木増産の支援について、育苗に3年以上を要する場合は5年目）とする。
- (2) 調査年度は、目標年度までの各年度とする。また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設に係る収支実績については、営業（実施）年度から起算して3年間調査する。

7 都道府県知事は、事業実施主体に対し次により事前評価及び事後評価を実施させるものとする。

(1) 事前評価

都道府県知事は、事業実施主体に対し、事業実施に係る交付決定を行うまでの段階において、費用対効果分析による事業効果の測定結果の報告を求めるものとする。

(2) 事後評価

都道府県知事は、事業実施主体に対し、都道府県年度事業計画における事業実施予定に掲げた目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定結果の報告を求めるものとする。

## 第7 指導及び助言

林野庁長官等は、第6の1により都道府県知事から達成状況の報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、体質強化・花粉削減計画に掲げた目標値の達成状況が低調である場合には、都道府県知事に対して改善措置等を求めるものとする。

## 第8 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手（装置等の発注を含む。）は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付要綱第8第1項の規定による交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合は、都道府県知事は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式6により林野庁長官等に提出することとする。

2 前項の規定により事業を実施する補助事業者は、当該事業に要する経費は、当該事業の実施後に交付決定を受けた範囲に限って補助の対象となり得るものであって、それ以外の経費は理由を問わず自らの負担となること及び当該事業の実施に伴い生じた損失は、その理由を問わず自らの責任となることを了知の上で実施するものとする。

## 第9 その他

内閣府沖縄総合事務局長は、第3第1項第1号、第3号及び第4号、第3第2項第1号、第3号及び第4号、第5、第6第1項から第4項まで及び第6項並びに第8に基づく報告等を受けた場合は、その写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

## 附 則

この通知は、平成 28 年 10 月 11 日から施行するものとする。

## 附 則

この通知は、平成 30 年 2 月 1 日から施行するものとする。

## 附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 2 月 7 日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の通知の規定に基づき実施している事業については、第 6 の 3 を除き、なお従前の例によるものとする。

## 附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の通知の規定に基づき実施している事業については、第 3 の 2 の (2) 及び第 6 の 3 を除き、なお従前の例によるものとする。

## 附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の通知の規定に基づき実施している事業については、第 3 の 2 の (2) 及び第 6 の 3 並びに別表 2 の区分 I の 1 の (1)、2 の (3) のア、3 の (2) のアの (イ) 及び 4 の (1) のア並びに様式 2 を除き、なお従前の例によるものとする。

## 附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本通知の規定に基づき実施している事業については、第 5 第 1 項並びに第 6 第 1 項及び第 3 項に基づく報告等を除き、なお従前の例によるものとする。

## 附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 12 月 20 日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本通知の規定に基づき実施している事業については、改正後の第 3 第 1 項及び第 2 項並びに第 6 第 1 項及び第 3 項の規定を除き、なお従前の例によるものとする。

## 附 則

- 1 この通知は、令和 4 年 12 月 2 日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の木材産業国際競争力強化対策実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知）に基づき実施した事業については、改正後の第 6 の規定を除き、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この通知は、令和 5 年 11 月 29 日から施行するものとする。

2 この通知による改正前の本通知に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年12月17日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本通知に基づき実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年12月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

### 別表 1

## 第1 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業（合板製材事業）













## 第2 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業（花粉削減事業）

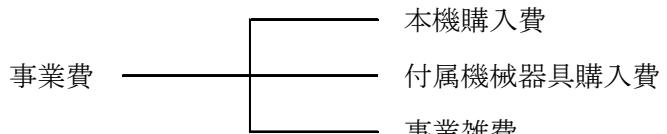
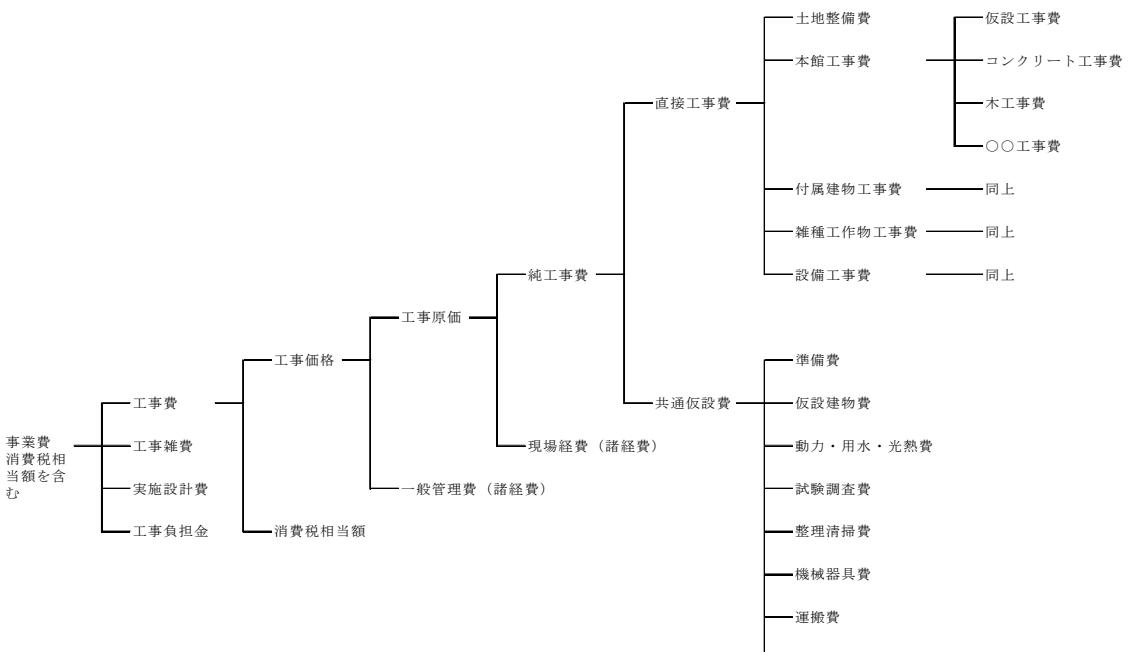








別表2

区分	補助対象経費
I 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業(合板製材事業費)	<p>1 体質強化・花粉削減計画の策定 体質強化・花粉削減計画を策定するための地域連絡会議の開催のほか、事業実施のフォローアップのための委託事業の実施等に要する次の経費とする。なお、補助率については定額(10/10以内)とし、体質強化・花粉削減計画ごとに都道府県あたり500千円を上限とする。</p> <p>2 合板・製材・集成材国際競争力強化対策 (1) 木材産業の輸出促進・体質強化対策 ①木材加工流通施設等整備(大規模・高効率化、低コスト化及びJAS構造用製材供給力強化)、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうち木材加工流通施設整備 国庫充当率は1/2以内(沖縄県については2/3以内)とし、対象となる経費は、機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。</p> <p>ア 機械器具費</p>  <p>リースの場合は、「本機購入費」を「使用料及び賃借料」と読み替えるものとする。</p> <p>事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。</p> <p>イ 建物建築費及び構築物設置費</p>  <p>a 工事費 純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。</p> <p>(a) 純工事費 工事(工事に必要な仮設工事を含む。)に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。</p>

- i 直接工事費  
労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。
- ii 共通仮設費  
建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区分	内 容
準備費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試験調査費	全般的な試験、調査等に要する経費
整理清掃費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運搬費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
その他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

(b) 諸経費

- i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業実施主体が必要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。
- ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業実施主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b 工事雑費

事業実施主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区分	内 容
報酬	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務
賃金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費
委託料	登記事務、測量等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公課費	

### c 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

### d 工事負担金

系統連携の際の電力工事負担金とする。

### ウ 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業標準歩掛」（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」（平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」（平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知）及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」（平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知）に準ずるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

(ア) 指導監督費は補助対象としないものとする。

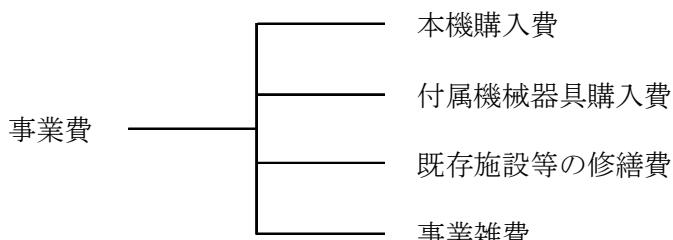
(イ) 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。

(ウ) 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

## ②木材加工流通施設等整備（供給力強化）のうち木材加工流通施設整備

2の（1）の①【国庫充当率・対象経費】に準ずる。

### ア 機械器具費



既存施設等の修繕費は、新たな加工機械等の導入の際に、連動する既設の加工機械等の性能を安定・向上させるために行う部品交換や調整費用とする。

事業雑費は、①本機及び付属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料、②車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

### イ 建物建築費及び構築物設置費

2の（1）の①のイ【建物建築費及び構築物設置費】に準ずる。

### ウ 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

2の（1）の①のウ【土地整備費及び林業施設用地舗装工事費】に準ずる。

③木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化、低コスト化、供給力強化及びJAS構造用製材供給力強化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうちストックヤード整備

2の（1）の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

#### ④木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備附帯事業

本附帯事業は2の（1）の①～③と一体的に実施するものとし、その総額は、事業実施主体ごとの事業費総額の1割以内とする。国費充当率は1／2以内とし、対象となる経費は事業を実施する上で追加的に必要となる次の経費とする。

##### ア 人件費

事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）及び会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。

##### イ 技術者給

技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。

また、技術者給の算定等に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によることとする。

##### ウ 賃金

アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

##### エ 謝金

事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び指導者等の謝金とする。

##### オ 旅費

技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費とする。

##### カ 需用費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。

##### キ 役務費

通信運搬費、手数料等とする。

##### ク 委託料

資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。

##### ケ 使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

##### コ 備品・資機材購入費

事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

##### サ 原材料費

情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。

## ⑤木造公共建築物等の整備（木造公共施設整備）

2の（1）の①【木材加工流通施設等整備】に準ずる。

ただし、直接工事費については、原則として、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築木造工事標準仕様書」、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）」に記載がある項目に係る経費のみとし、整備する施設等に係る電気・上下水道工事等に係る経費、国土交通省大臣官房官庁営繕部が作成する「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」に記載がある項目に係る経費並びに備品に係る経費は除く。

なお、木造公共施設、木製外構施設、付帯施設の国庫充当率については、15%以内とする。ただし、次に掲げるものは1/2以内とする。

ア CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物

イ 耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物

ウ 角材を活用した壁柱や重ね梁を活用した建築物

エ 激甚災害により被災した公共建築物を木造で再建する場合、又は同災害からの復興に係る公共建築物を木造で整備する場合（ただし、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき指定された激甚災害であり、同法の規定に基づく特定地方公共団体において当該激甚災害が発生した年度及びこれに続く2カ年度以内に整備する公共建築物に限る）

また、木質内装の国庫充当率については、3.75%以内とする。ただし、木質内装部分に係る事業費に1/2を乗じて得た金額を超えないこととする。

## （2）原木の生産基盤・低コスト安定供給対策

### ①間伐材生産

間伐材の生産又は里山林の整備を実施するための定額の単価は、工種により都道府県知事が算定した標準単価及び間接費に国費充当率（1/2）を乗じて定めるものとする。

上記の標準単価及び間接費については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）に準じて算出するものとし、本事業の搬出材積等の実績や地域の森林の状況を踏まえた上で、複数の搬出材積による定額の単価の設定を行うなど、事業の実態を反映させるものとする。

このほか、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知）、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準じて算出するものとする。

ただし、都道府県において、地域の実情を勘案し、新たな算定方法の必要がある場合はこの限りではない。

なお、間伐材等を搬出する際の積込経費及び原木仕分け経費についても、定額の単価に含めることができるものとする。

また、関連条件整備活動として行う対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等の経費については、事業実施主体が森林施業に着手する上で直接必要となる次の表に掲げる経費とし、都道府県知事が算定した標準単価に国費充当率（1/2）を乗じて、1ヘクタール当たり2万2千円（消費税相当分除く。）以内で定額単価を定めるものとする。

さらに、関連条件整備活動として行う森林作業道の整備については、②のイの森林作業道に準ずるものとし、鳥獣害防止施設等の整備等については、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」に準じて標準単価を算定することができるものとし、この算定額に国費充当率（1/2）を乗じて定額単価を定めるものとする。

区分	内容
技術者給	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃。 技術者給の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によることとする。

賃 金	日々雇用者賃金(測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金)。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
委 託 料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料
使用料及び 賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。
備品・資機材 購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材(薬剤、鉛等)の購入費(ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。)

## ②路網整備・機能強化

### ア 林業専用道(規格相当)の整備

林業専用道(規格相当)の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率(1/2定額)と都道府県負担も念頭に置きつつ定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額の上限については、土場等と一体的に整備するもの(以下「施設一体型」という。)及びそれ以外のものの別に、以下のとおりとする。

#### a 林業専用道(規格相当)(施設一体型以外)

都道府県ごとの林業専用道(規格相当)の開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分(15度未満)は1メートル当たり平均3万5千円、B区分(15度以上25度未満)は1メートル当たり平均3万8千円、C区分(25度以上)は1メートル当たり平均4万1千円を、各区分の開設延長の合計に乘じた金額を合計した額を上限とする。

#### b 林業専用道(規格相当)(施設一体型)

都道府県ごとの林業専用道(規格相当)(施設一体型)の開設箇所の平均横断地山傾斜により、A区分(15度未満)は1メートル当たり平均5万0千円、B区分(15度以上25度未満)は1メートル当たり平均5万3千円、C区分(25度以上)は1メートル当たり平均5万6千円を、各区分の開設延長の合計に乘じた金額を合計した額を上限とする。

a及びbの合計事業費の10パーセントを上限として林業専用道(規格相当)及び森林作業道の補強を行うことができるものとする。補強は、台風や豪雨などにより機能が低下していると認められる箇所等について、路体等の強度の向上や被害の拡大防止を図り、通行の安全を確保することなどを目的として実施する。林業専用道(規格相当)においては、都道府県知事が定める林業専用道の作設に関する指針等を踏まえ、路体強化、法面強化、排水施設工及び幅員拡張等の事業を行うことができるものとする。森林作業道においては、都道府県知事が定める森林作業道の作設に関する指針を踏まえ、土工、擁壁工及び排水施設工等の事業を行うことができるものとする。

また、a及びbの合計事業費の20パーセントを上限として、林道台帳に登載された、既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に、健全性や耐震性に係る点検診断を実施できるものとする。

林業専用道(規格相当)の整備に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領」(昭和54年8月23日付け54林野治第2015号林野庁長官通知)、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準ずるもののが、林野庁が別途定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、次の(ア)から(ウ)までのとおりとする。

(ア) 工事雑費は、事業実施のため現場事務所等において直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区分	内容
賃金	日々雇用者賃金(雑役、事務及び技術補助員の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。)
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕料
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

(イ) 事務雑費は、事業実施に直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区分	内容
人件費	事業に直接従事する会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等(退職手当を除く。)及び当該職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。
旅費	普通旅費、日額旅費
賃金	日々雇用者賃金(雑役、事務及び技術補助員の賃金。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。)
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料
役務費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料並びに有料道路通行料

(ウ) 工事雑費及び事務雑費の額については、次に定めるところにより各路線ごとにその事業費を区分し、それぞれの区分に対応する率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

a 都道府県が事業実施主体の場合 (工事雑費・事務雑費併せて)

3,000万円までの額	5,000万円までの額	1,000分の80
3,000万円を超える額	1億円までの額	1,000分の65
5,000万円を超える額	3億円までの額	1,000分の45
1億円を超える額	10億円までの額	1,000分の35
3億円を超える額	20億円までの額	1,000分の25
10億円を超える額	30億円までの額	1,000分の20
20億円を超える額		1,000分の10
30億円を超える額		1,000分の5

b a 以外の者が事業実施主体の場合 (工事雑費・事務雑費併せて)

3,000万円までの額	5,000万円までの額	1,000分の80
3,000万円を超える額	1億円までの額	1,000分の65
5,000万円を超える額	3億円までの額	1,000分の45
1億円を超える額	5億円までの額	1,000分の35
3億円を超える額	10億円までの額	1,000分の20
5億円を超える額		1,000分の10
10億円を超える額		1,000分の5

#### イ 森林作業道の整備

森林作業道の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率（ $1/2$  定額）と森林整備事業における都道府県負担を念頭に置きつつ定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額は、都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計に1メートル当たり平均2千円を上限とする金額を乗じた金額とする。なお、上記の定額の単価の範囲内で、森林作業道の補強の経費を含めることができるものとする。既設の森林作業道の補強について、ア【林業専用道（規格相当）整備】のbに準ずる。

森林作業道の整備に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」及び「森林環境保全整備事業実施要領の運用」（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）に準ずるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、アの（ア）【工事雑費】及び（イ）【事務雑費】に準じ、その額は事業費に1,000分の45を乗じて得た額の範囲内とする。

#### ウ 機能強化

既設林道、既設林業専用道、既設林業専用道（規格相当）及び本事業で開設する林業専用道（規格相当）に対して機能強化を実施できるものとする。機能強化は、既設林道、既設林業専用道及び既設林業専用道（規格相当）に実施できる機能強化（単独型）並びに林業専用道（規格相当）の開設と一体的に実施できる機能強化（一体型）に区分するものとする。機能強化（単独型）及び機能強化（一体型）の国費助成額は事業費の $1/2$ 以内とし、機能強化（単独型）に係る事業費は、林野庁長官が別に定める下限及び上限事業費の範囲内とする。

機能強化の実施に係る経費は、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林整備保全事業標準歩掛」、「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」、「森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準」、「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領」、「森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準」及び「森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準」に準ずるものほか、林野庁が別に定めるもの等によることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、ア【林業専用道（規格相当）の整備】の（ア）から（ウ）までに準ずる。

#### エ 関連条件整備活動費

アの（ウ）【工事雑費及び事務雑費の額】に準ずる。

#### オ 航空レーザ計測

森林の現況や詳細な微地形の把握により、効率的な路網整備を推進することを目的として行う航空レーザ測量、当該測量成果又は既存の航空レーザ測量成果に基づく路網計画基礎資料（微地形図等）の作成、森林情報の解析（地形、樹種、樹高、立木本数、材積等）及びそれらに必要な路網設計支援ソフトウェアの導入等を実施することができる。路網計画基礎資料及び森林情報の解析を実施するに当たっては、令和3年度林業イノベーション推進総合対策のうちICT生産管理推進対策事業の検討を経て整備した「森林資源データ解析・管理標準仕様書」に基づく微地形図、樹種ポリゴンの整備及び樹冠高（表層高（DSM；Digital Surface Model）と標高（DEM；Digital Elevation Model）を差分したDCHM（Digital Canopy Height Model）をいう。）の整備を標準とする。航空レーザ測量の実施に係る経費については、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領」（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）に準ずるものとする。

航空レーザ計測を実施するための定額の単価は、航空レーザ測量の実施面積に1ヘクタール当たり5千円（既存の航空レーザ測量成果を用いる部分にあっては、1ヘクタール当たり2千2百円）を乗じた金額を上限とし、林業専用道（規格相当）整備及び森林作業道整備の合計事業費の範囲内で実施するものとする。

#### ③再造林の低コスト化

一貫作業システム、低コスト造林又は下刈りを実施するための定額の単価は、都道府県知事が算定した標準単価及び間接費に以下の条件に応じた国費充当率を乗じて定める。ただし、国の助成額は、定額の単価上限（間接費相当分及び消費税相当分を除く。）に実施面積を乗じた金額を上限とする。

なお、上記の標準単価及び間接費、関連条件整備活動の対象経費等の取扱いについては、①【間伐材生産】に準ずる。

##### ア 一貫作業システム

対象経費は主伐との一貫作業による人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。幹部分の集材は含まない。）、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。

条件	国費充当率	定額の単価上限
事業費が1,896千円/haより20%以上削減され、1,517千円/ha以下となった場合	2／3	1,011千円/ha
上記の達成が困難な場合	1／2	758千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

##### イ 低コスト造林

対象経費は、大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林の実施に要する経費とし、標準単価は、地拵え、苗木運搬及び植栽に係る標準的な事業費とする。

条件	国費充当率	定額の単価上限
事業費が1,340千円/haより20%以上削減され、1,072千円/ha以下となった場合	2／3	714千円/ha
上記の達成が困難な場合	1／2	536千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

ウ 下刈り

対象経費は2齢級以下の林分で行う下刈りに係る標準的な事業費とする。

条件	国費充当率	定額の単価 上限
通常の5回を下回る3回までの下刈り	2/3	124千円/ha

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

エ 機械器具の整備

ア～ウの実施に必要な機械器具の整備に要する経費とし、次の機械器具の購入又は賃借料、それらの運送料等に係る経費とする。

なお、機械器具一式にかかる単価は1,000千円（消費税を含まない。）を上限とし、定額の単価はその単価にア～ウの国費充当率を乗じて定める。

ただし、国の助成額は定額単価に数量を乗じた金額を上限とする。

(ア) 苗木運搬用のドローンや架線(滑車等の附属機械器具を含む。)

(イ) 植栽に要するディブルや電動植穴機

(ウ) 下刈りに要する機械器具(刈払機を除く。)

(エ) 施行地管理用のドローン(ソフトウェア等の附属機械器具を含む。)

(オ) その他、造林の低コスト化に必要と知事が認める機械器具

条件	国費充当率(B)	定額の単価 上限
本体事業の国費充当率が2/3	2/3	666千円/式
本体事業の国費充当率が1/2	1/2	500千円/式

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

オ 関連条件整備活動

ア～ウの実施に必要な関連条件整備活動に要する経費とし、以下の経費とする。

また、定額の単価は、標準単価にア～ウの国費充当率を乗じて定める。

ただし、国の助成額は定額単価に数量を乗じた金額を上限とする。

(ア) 対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付け等に要する経費  
事業実施主体が再造林に着手する上で直接必要となる技術者給等の経費とする。

(イ) 長期受委託契約や基金造成等に要する経費

次のa又はbの経費区分及び内容については、(ア)に準ずる。

ただし、この支援は1施行地につき1度のみとする。

a 複数年にわたる造林の長期受委託契約の締結について、事業実施主体が森林所有者の同意を取り付けるために要する経費

b 事業実施主体を含む森林・林業関係者等が、再造林経費の拠出を目的とした基金を造成、運営するために要する経費

(ウ) 森林作業道の整備

②のイ【森林作業道の整備】に準じて標準単価を算定する。

(エ) 鳥獣害防止施設等の整備

標準単価設定通知に準じて標準単価を算定することができるものとする。

事業種目	条件	国費充当率(B)	定額の単価 上限
(ア) 及び (イ)	本体事業の国費充当率が2/3	2/3	3万1千円/ha
	本体事業の国費充当率が1/2	1/2	2万4千円/ha
(ウ)	本体事業の国費充当率が2/3	2/3	2千6百円/m
	本体事業の国費充当率が1/2	1/2	2千円/m

(エ)	本体事業の国費充当率が 2 / 3	2 / 3	標準単価の 2 / 3
	本体事業の国費充当率が 1 / 2	1 / 2	標準単価の 1 / 2

※間接費相当額及び消費税等相当額を除いた金額で表示している。

#### ④先進的な林業機械等の整備

林業機械【素材生産型】（以下この項目において「機械」という。）の整備のために都道府県知事が定める定額の単価は、機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量（事業完了の翌年度を始期とする3年間の年平均計画量。以下この項目において同じ。）1,000m<sup>3</sup>当たり200万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）、林業用四輪駆動ダンプトラックについては1/4（沖縄県においては1/2）とする。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）別表第一に掲げる市町村（以下この項目において「被災地域」という。）において実施する場合に限り、素材生産量1,000m<sup>3</sup>当たり300万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とすることとし、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベルをベースマシンとする機械を整備する場合における都道府県知事が定める定額の単価は、当該機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量1,000m<sup>3</sup>当たり240万円（被災地域においては360万円）とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）とする。また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。

なお、経費については、2の（1）の①【木材加工流通施設整備】に準ずることとし、整備する林業機械等については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

### （3）本対策における利益等排除について

本事業においては、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益分相当分が含まれることは、交付金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、下記に該当する場合には、利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。ただし、100%同一の資本に属するグループ会社及び関連会社以外の者を含む2者以上の応札の結果、当該会社が落札した場合は、利益等排除は不要とする。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いるものとする。

#### ア 事業実施主体の自社調達の場合

原価をもって交付対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

#### イ 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象とする。

ただし、交付額の上限は当該調達品の製造原価とし、当該製造原価が証明できない場合は、交付対象としない。

#### ウ 事業実施主体の関連会社からの調達の場合

取引価格をもって交付対象とする。

ただし、交付額の上限は当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額とし、当該製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、交付対象としない。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

#### (4) 附帯事務費

##### ア 都道府県指導等事務費

事業を推進するため、都道府県による説明会の開催、事業実施市町村・特別区及び事業実施主体に対する指導、必要な会議の開催等に要する次の経費とする。

なお、事業費（消費税を除く。）の1.7%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率は1／2以内とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則として補助の対象としない。

###### (ア) 人件費

事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）及び会計年度任用職員に対する報酬、給料、職員手当等（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金又は社会保険料の事業主負担分とする。

###### (イ) 賃金

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

###### (ウ) 謝金

事業を推進するため開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。

###### (エ) 旅費

事業の指導監督等に必要な旅費とする。

###### (オ) 需用費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費とする。

###### (カ) 役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車税環境性能割とする。

###### (キ) 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

###### (ク) 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

###### (ケ) 備品購入費

事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

##### イ 市町村指導等事務費

市町村が事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費であって、その内容はア【都道府県指導等事務費】に準ずる。

なお、事業費の0.4%を上限として経費に充てることができることとし、国費充当率は1／2以内とする。

### 3 燃油・資材の森林由来資源への転換対策

#### (1) 特用林産物省エネルギー化施設等整備

##### ①特用林産物生産基盤整備

###### ア 作業道等整備

2の(1)の①のウ【土地整備費及び林業施設用地舗装工事費】に準ずる。

###### イ ほだ場等造成

特用林産物生産のための林間及びほだ場の造成並びに給排水施設等の整備に要する次の経費とする。

###### (ア) 林間ほだ場造成

地床整備費、枝打費、除伐費、保育間伐費及び支障木整理費とする。

#### (イ) 事業雑費

当該ほど場の造成について実施する測量、森林調査及び事業計画の樹立に要する経費並びにほど場の造成を実施する際に要する経費とし、その内容は、補助作業員に対する賃金、消耗品費、標識費、雑役務費及び旅費とする。

#### ②特用林産物生産施設

2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

#### ③特用林産物加工流通施設

2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

#### ④廃床等活用施設

2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

#### ⑤特用林産物獣害対策施設

2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

### (2) 木質バイオマスエネルギー転換促進対策

#### ①未利用間伐材等活用機材整備

国庫充当率は1/2以内（沖縄県については2/3以内）とし、対象となる経費は、2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

#### ②木質バイオマス供給施設整備

国庫充当率は1/2以内（沖縄県については2/3以内）とし、対象となる経費は、2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。ただし、沖縄県を除き、木質バイオマス供給施設整備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた発電施設（以下「発電施設」という。）に供給することを主たる目的とする施設（以下「供給施設」という。）の国費充当率は以下ア及びイのとおりとする。

ア 発電施設が林野庁長官が別に定める要件（以下「地域活用要件」という。）の内容を満たす場合は、1/2以内。

イ 発電施設が地域活用要件の内容を満たさない取組である場合は、1/3以内。

#### ③木質バイオマスエネルギー利用施設整備

国庫充当率は1/2以内（沖縄県については2/3以内）とし、対象となる経費は、2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

### (3) 本対策における利益等排除について

2の(3)【本対策における利益等排除について】に準ずる。

### (4) 附帯事務費

2の(4)【附帯事務費】に準ずる。

II 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業費（花粉削減事業費）

#### 花粉の少ない森林への転換促進対策

##### 1 スギ材の需要拡大対策

(1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化、低コスト化及びJAS構造用製材供給力強化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうち木材加工流通施設整備

Iの2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

(2) 木材加工流通施設等整備（供給力強化）のうち木材加工流通施設整備

Iの2の(1)の②【木材加工流通施設等整備（供給力強化）のうち木材加工流通施設整備】に準ずる。

(3) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化、低コスト化、供給力強化及びJAS構造用製材供給力強化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備のうちストックヤード整備

Iの2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

(4) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備・ストック強化附帯事業

I の 2 の (1) の④【附帯事業】に準ずる。

(5) ストック強化

I の 2 の (1) の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

2 スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

(1) 路網整備・機能強化

①林業専用道（規格相当）整備

I の 2 の (2) の②のア【林業専用道（規格相当）の整備】に準ずる。

②森林作業道整備

I の 2 の (2) の②のイ【森林作業道の整備】に準ずる。

③機能強化

I の 2 の (2) の②のウ【機能強化】に準ずる。

④関連条件整備活動費

I の 2 の (2) の②のエ【関連条件整備活動費】に準ずる。

⑤航空レーザ計測

I の 2 の (2) の②のオ【航空レーザ計測】に準ずる。

(2) 低コスト造林等

①一貫作業システム

I の 2 の (2) の③のア【一貫作業システム】に準ずる。

②低コスト造林

I の 2 の (2) の③のイ【低コスト造林】に準ずる。

③下刈り

I の 2 の (2) の③のウ【下刈り】に準ずる。

④機械器具の整備

I の 2 の (2) の③のエ【機械器具の整備】に準ずる。

⑤関連条件整備活動費

I の 2 の (2) の③のオ【関連条件整備活動】に準ずる。

3 先進的な林業機械等の整備

林業機械【素材生産型】（以下この項目において「機械」という。）の整備のために都道府県知事が定める定額の単価は、機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量（事業完了の翌年度を始期とする3年間の年平均計画量。以下この項目において同じ。）1,000m<sup>3</sup>当たり200万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とする。

ただし、下記（1）～（3）に該当する場合の定額の単価はそれぞれ記載のとおりとする。

(1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）

別表第一に掲げる市町村（以下この項目において「被災地域」という。）

において実施する場合は、素材生産量1,000m<sup>3</sup>当たり300万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）とする。

(2) 原木を製品の原材料として利用する事業者又は当該者と連携して素材

生産に取り組む者で、素材生産量の現状値が10,000m<sup>3</sup>以上ある場合は、

素材生産量1,000m<sup>3</sup>当たり300万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）とする。

(3) 原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリット油圧ショベル

をベースマシンとする機械を整備する場合における都道府県知事が定める定額の単価は、当該機械を整備する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量1,000m<sup>3</sup>当たり240万円（被災地域においては360万円）とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）とする。

また、同一事業実施主体が複数台機械を整備する場合は、それぞれの機械に対し適用する。

なお、経費については、Iの2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずることとし、整備する林業機械等については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

4 民間事業者による苗木増産の支援

コンテナ苗生産基盤施設等整備

ア コンテナ苗生産施設装置等及びコンテナ苗生産機械器具

国庫充当率は、事業計画期間内におけるコンテナ苗増産本数が1万本未満については4/10以内、1万本以上5万本未満については1/2以内、5万本以上については6/10以内とし、対象となる経費はIの2の(1)の①【木材加工流通施設整備】に準ずる。

イ コンテナ苗生産資材

国庫充当率はアに準ずることとし、対象となる経費はコンテナ苗の生産に必要な資材の調達に関する資材購入費及び資材運搬費とする。

5 本対策における利益等排除について

Iの2の(3)【本対策における利益等排除について】に準ずる。

6 附帯事務費

Iの2の(4)【附帯事務費】に準ずる。

別表3

## 指標のガイドライン

## 体質強化・花粉削減計画の目標を定める指標（目標指標：木材加工流通施設ごと）

区分	指標	指標の定義		
木材産業の輸出促進・体質強化対策及び花粉の少ない森林への転換促進総合対策	大規模・高効率化	必須	(新設の場合) 1日当たりの原木処理量	1日当たりの木材（原木）処理量（m <sup>3</sup> /日）
			(新設以外の場合) 1日当たりの原木処理量	1日当たりの木材（原木）処理量（m <sup>3</sup> /日）の現状値に対する目標値の増加率
		木材製品の付加価値率	生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率（%）	
		花粉削減事業のみ必須	スギ等の占める割合	木材利用量（増加量）のうちスギ等の占める割合（%）
	低コスト化	必須	(新設の場合) 1人又は1時間当たりの労働生産性（物的生産性）	1人当たりの労働生産性（m <sup>3</sup> /人）又は1時間当たりの労働生産性（m <sup>3</sup> /時間）
			(新設以外の場合) 1人又は1時間当たりの労働生産性（物的生産性）	1人当たりの労働生産性（m <sup>3</sup> /人）又は1時間当たりの労働生産性（m <sup>3</sup> /時間）の現状値に対する目標値の増加率
		木材製品の付加価値率	生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率（%）	
		花粉削減事業のみ必須	スギ等の占める割合	木材利用量のうちスギ等の占める割合（%）
	品目転換	必須	(新設の場合) 1人又は1時間当たりの労働生産性（付加価値生産性）	1人当たりの労働生産性（千円/人）又は1時間当たりの労働生産性（千円/時間）
			(新設以外の場合) 1人又は1時間当たりの労働生産性（付加価値生産性）	1人当たりの労働生産性（千円/人）又は1時間当たりの労働生産性（千円/時間）の現状値に対する目標値の増加率
		木材製品の付加価値率	生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率（%）	
		花粉削減事業のみ必須	スギ等の占める割合	木材利用量のうちスギ等の占める割合（%）
花粉の少ない森林への転換促進総合対策	高度加工処理	必須	(新設の場合) 高度加工された木材製品の付加価値率	生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率（%）
			(新設以外の場合) 高度加工された木材製品の付加価値率	生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率（%）の現状値に対する目標値の増加率
		花粉削減事業のみいずれか必須	スギ等の占める割合	木材利用量（増加量）のうちスギ等の占める割合（%）
		スギ等の占める割合	木材利用量のうちスギ等の占める割合（%）	
	供給力強化	必須	(新設の場合) 1年間当たりの木材製品生産量	1年間当たりの木材製品生産量（m <sup>3</sup> /年）
			(新設以外の場合) 1年間当たりの木材製品生産量	1年間当たりの木材製品生産量（m <sup>3</sup> /年）の現状値に対する目標値の増加率
		花粉削減事業のみ必須	スギ等の占める割合	木材利用量（増加量）のうちスギ等の占める割合（%）
		スギ等の占める割合	木材利用量（増加量）のうちスギ等の占める割合（%）	
	JAS構造用製材供給力強化	必須	(新設の場合) JAS構造用製材の格付率	構造用製材（柱、横架材（梁及び桁）及び土台に限る）の1年間当たりの出荷量（又は入荷量）のうち、JAS法の規程に基づき格付けがされたものの占める割合（%）
			(新設以外の場合) JAS構造用製材の格付率又はJAS構造用製材の出荷量（又は入荷量）	1年間当たりのJAS構造用製材の格付率（%）又は1年間当たりのJAS構造用製材の出荷量（又は入荷量）（m <sup>3</sup> /年）の現状値に対する目標値の増加率
		花粉削減事業のみ必須	スギ等の占める割合	木材利用量（増加量）のうちスギ等の占める割合（%）
	ストック強化	必須	当該施設の在庫可能量	原木または製品の在庫可能量（m <sup>3</sup> ）
			スギ等の占める割合	在庫増加量のうちスギ等の占める割合（%）

## 注) 算定使用量の考え方

- 現状値は、直近3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合は単年度でも可、また実績がない場合は、現状値を0とする。なお、既存施設においては、施設整備した際の事業計画における現状値とする。
- 目標値は、事業完了の翌年度から起算して3年後における値とする。ただし、既存施設においては、施設整備した際の事業計画における目標値とする。
- 増加率は、増加量を現状値で除した値（増加量／現状値）とする。ただし現状値が0の場合は現状値を1とする。
- 製品の低コスト化や品目転換により木材製品の競争力を強化する取組など、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。
- JAS法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）のことをいう。
- JAS構造用製材は、JAS法の規程により格付けがされた構造用製材（柱、横架材（梁及び桁）及び土台に限る）とし、その等級区分は「目視等級区分及び機械等級区分の双方」又は「目視等級区分又は機械等級区分」のいずれかとする。

都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体又は都道府県ごと）

メニュー	指標	指標の定義	目標年度の定義	
1 合板・製材・集成材国際競争力強化対策				
木材産業の輸出促進・体质強化対策				
大規模・高効率化、品目転換、低コスト化、供給力強化	取組に応じて1つを選択	木材利用（加工）量 木材利用（流通）量 木材利用（乾燥）量	加工施設整備における当該施設による木材の加工量（原木換算m <sup>3</sup> ） 集出荷販売施設整備における当該施設による木材の流通量（原木換算m <sup>3</sup> ） 乾燥施設整備における当該施設による木材の乾燥量（原木換算m <sup>3</sup> ）	事業完了の翌年度から起算して3年目
J A S構造用製材供給力強化	取組に応じて1つを選択	木材利用（J A S構造用製材（目視））量 木材利用（J A S構造用製材（機械））量 木材利用（J A S構造用製材（目視及び機械））量	加工施設整備における当該施設によるJ A S構造用製材（目視等級区分）の加工量（原木換算m <sup>3</sup> ） 加工施設整備における当該施設によるJ A S構造用製材（機械等級区分）の加工量（原木換算m <sup>3</sup> ） 加工施設整備における当該施設によるJ A S構造用製材（目視等級区分及び機械等級区分）の加工量（原木換算m <sup>3</sup> ）	事業完了の翌年度から起算して3年目
高度加工処理	必須	木材製品の生産量	整備した高度加工処理施設で生産される当該施設による木材製品の生産量（製品ベースm <sup>3</sup> ）	事業完了の翌年度から起算して3年目
木造公共建築物等の整備	必須	施設利用者数	当該施設を利用する者の人数（人）	事業完了の翌年度から起算して3年目
必須	社会的課題の解決に向けた指標	注) ⑧	事業完了の翌年度から起算して3年目	
原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策				
間伐材生産	必須	間伐面積	合板製材事業による間伐面積（ha）	事業完了年度
路網整備・機能強化	必須	林内路網密度	路網密度（m/ha）	事業完了年度
再造林の低コスト化	必須	人工造林面積	合板製材事業による人工造林面積（ha）	事業完了年度
先進的な林業機械等の整備				
林業機械の整備 【素材生産型】	必須	素材生産量 素材生産性	事業実施主体が体质強化・花粉削減計画に基づき実施する主伐・間伐の素材生産量（m <sup>3</sup> ） 事業実施主体が体质強化・花粉削減計画に基づき実施する主伐・間伐の素材生産性（m <sup>3</sup> /人・日）	事業完了の翌年度から起算して3年目
林業機械の整備 【造林保育型】	導入機械に応じて1つを選択	地拵え又は下刈りに要するha当たりの人工数 苗木運搬に要する苗木1,000本当たりの人工数	事業実施主体が体质強化・花粉削減計画に基づき実施する地拵え又は下刈りに要するha当たりの人工数（人・日/ha） 事業実施主体が体质強化・花粉削減計画に基づき実施する植付けの際の苗木運搬に要する苗木1,000本当たりの人工数（人/本）	事業完了の翌年度から起算して3年目
通信環境等の整備	必須	稼働率	当該施設利用者の作業期間における施設の稼働率（%）	事業完了の翌年度から起算して3年目
研修用機械の整備	必須	利用者数	当該機械を用いた研修参加者の延べ人数（人）	事業完了の翌年度から起算して3年目
燃油・資材の森林由来資源への転換対策				
特用林産物省エネルギー化施設等整備	取組に応じて選択	対象品目の生産量（増加率） 対象品目の造成面積（増加率） 対象品目の生産性（向上率） 対象品目の生産コスト（縮減率）	対象品目の生産量の増加率（%） 対象品目の造成面積の増加率（%） 対象品目の生産性の向上率（%） 対象品目の生産コストの縮減率（%）	事業完了の翌年度から起算して3年目
木質バイオマスエネルギー転換促進対策	取組に応じて選択	燃油使用量の低減（縮減率） エネルギー効率の向上（向上率）	施設の入替えに係る燃油使用量の縮減率（%） 施設の入替えに係るエネルギー効率の向上率（%）	事業完了の翌年度から起算して3年目
	必須	地域材利用量（増加量・増加率） 木質バイオマス利用量（増加量） 木質バイオマス利用量（増加量・施設の効率性）	都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる（m <sup>3</sup> ・%） 都道府県林業・木材産業構造改革プログラムの記載要領に準ずる（m <sup>3</sup> ） 当該施設による木質バイオマス利用量の増加量（m <sup>3</sup> ）・増加量／総事業費（m <sup>3</sup> ／千円）	事業完了の翌年度から起算して3年目

2 花粉の少ない森林への転換 促進緊急総合対策 花粉の少ない森林への転換促進対策 大規模・高効率化、品目転換、低コスト化、供給力強化、ストック強化				
大規模・高効率化、品目転換、低コスト化、供給力強化、ストック強化	取組に応じて 1つを選択	木材利用（加工）量	加工施設整備における当該施設による木材の加工量（原木換算m <sup>3</sup> ）	事業完了の翌年度から起算して3年目
		木材利用（流通）量	集出荷販売施設整備における当該施設による木材の流通量（原木換算m <sup>3</sup> ）	
		木材利用（乾燥）量	乾燥施設整備における当該施設による木材の乾燥量（原木換算m <sup>3</sup> ）	
J A S構造用製材供給力強化	取組に応じて 1つを選択	木材利用（J A S構造用製材（目視））量	加工施設整備における当該施設によるJ A S構造用製材（目視等級区分）の加工量（原木換算m <sup>3</sup> ）	事業完了の翌年度から起算して3年目
		木材利用（J A S構造用製材（機械）量	加工施設整備における当該施設によるJ A S構造用製材（機械等級区分）加工量（原木換算m <sup>3</sup> ）	
		木材利用（J A S構造用製材（目視及び機械）量	加工施設整備における当該施設によるJ A S構造用製材（目視等級区分及び機械等級区分）の加工量（原木換算m <sup>3</sup> ）	
高度加工処理	必須	木材製品の生産量	整備した高度加工処理施設で生産される当該施設による木材製品の生産量（製品ベースm <sup>3</sup> ）	事業完了の翌年度から起算して3年目
路網整備・機能強化	必須	林内路網密度	路網密度（m/ha）	事業完了年度
低コスト造林等	必須	人工造林面積	花粉転換促進事業による人工造林面積（ha）	事業完了年度
先進的な林業機械等の整備				
林業機械の整備 【素材生産型】	必須	素材生産量	事業実施主体が体質強化・花粉削減計画に基づき実施する主伐・間伐の素材生産量（m <sup>3</sup> ）	事業完了の翌年度から起算して3年目
		素材生産性	事業実施主体が体質強化・花粉削減計画に基づき実施する主伐・間伐の素材生産性（m <sup>3</sup> /人・日）	
民間事業者による苗木増産の支援				
コンテナ苗生産基盤施設等整備	必須	コンテナ苗生産量の増加量	当該施設整備によるコンテナ苗生産量の増加本数（本）	事業完了の翌年度から起算して3年目（育苗に3年以上を要する場合は5年目）

注) 算定使用量の考え方

- ① 現状値は、直近3か年の平均値とする。ただし、実績が3か年に足りない場合や、平均値が現状値として適切でない場合は単年度等でも可、また実績がない場合は、現状値を0とする。
- ② 間伐材生産、路網整備・機能強化及び造林においては、事業実施主体ごとではなく、事業を実施する都道府県ごとに算定する。
- ③ 民間事業者による苗木増産の支援において、指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。
- ④ 特用林産物省エネルギー化施設等整備のうち省エネルギー化に資する施設の入れ替え以外においては、対象品目の生産量（増加率）、造成面積（増加率）、生産性（向上率）又は生産コスト（縮減率）のうちいずれか1つを選択し、都道府県及び事業実施主体ごとに適切に指標を設定すること。
- ⑤ 特用林産物省エネルギー化施設等整備のうち省エネルギー化に資する施設の入れ替えにおいては、④のほか燃油使用量の低減（縮減率）又はエネルギー効率の向上（向上率）のいずれか1つを選択し、事業実施主体ごとに適切に指標を設定すること。
- ⑥ 木質バイオマスエネルギー転換促進対策について、地域材利用量（増加量・増加率）及び木質バイオマス利用量（増加量）は事業を実施する都道府県ごとに、木質バイオマス利用量（増加量・施設の効率性）は事業実施主体ごとに設定すること。
- ⑦ 木質バイオマス利用量は丸太換算値を用いることとする。
- ⑧ 対象施設ごとに木材利用を通じて解決を図る社会的課題の内容及びその解決度合いを測る指標を設定すること。

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策

# 体質強化・花粉削減計画（変更）

（○○地区）

○○年○月

○○県（○○県、○○県）

## 第1 体質強化・花粉削減計画の事業対象区域

体質強化・花粉削減計画の事業対象区域：

日E U・E P A対策実施区域：

生産基盤強化区域：

輸出促進計画区域：

スギ人工林伐採重点区域：

※ 体質強化・花粉削減計画の事業対象区域は、対象となる都道府県名等を記載すること。

※ 合板製材事業において別表1の第1の2のうち日E U・E P A対策として実施する施設整備及び第1の3の2のうち林業専用道（規格相当）整備（施設一体型）を実施する場合は、その区域（日E U・E P A対策実施区域）を記載すること（流域名または市町村名等）。

※ 合板製材事業において路網整備・機能強化のうち林業専用道（規格相当）整備又は森林作業道整備を実施する場合は、生産基盤強化区域（「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」（平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知））名を記載すること。

※ 第11の輸出促進計画を作成した場合は、対象となる都道府県名を記載すること。

※ 花粉削減事業において路網整備・機能強化、低コスト造林等又は先進的な林業機械等の整備を実施する場合は、スギ人工林伐採重点区域（「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域）を記載すること（市町村名等）。

## 第2 合板・製材・集成材等の生産に係る現状と課題

※ 都道府県における合板・製材・集成材等の生産における現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述する。

## 第3 施策の基本方針

※ 課題解決のための基本方針等を記述する。

## 第4 合板・製材・集成材等の競争力強化に関する考え方

※ 木材加工流通施設の整備及び川上による原木安定供給の取組により、どのようにして合板・製材・集成材等の競争力強化を実現するのかを記述する。

## 第5 日E U・E P A対策として実施する内容

例) 木材加工流通施設等整備、品目転換施設の新設  
林業専用道（規格相当）（施設一体型）の整備 等

※ 合板製材事業において日E U・E P A対策を実施する場合は、その内容を記載する。

## 第6 事業費（国費）の総額

基金活用事業費：○○千円

合板製材事業費：○○千円

花粉削減事業費：○○千円

令和元年度木材製品等の輸出促進対策のうち高度加工事業費：○○千円

※ 各欄には附帯事務費を含む補助金等の額（国費分）を記載する。

※ 事業費（国費）の総額は、計画及び実績の合計額を記載する。

## 第7 事業実施期間

○○年度～○○年度

## 第8 体質強化・花粉削減計画に参画する木材加工流通施設等の概要

事業主体名	所在地		事業種目	事業内容	事業費 (千円)	基金活用事業費 (国庫) (千円)	交付金事業費 (国庫) (千円)	施設整備 年度	目標指標								木材利用量 (千m <sup>3</sup> /年) (原木換算)		日EU・EPA 対策施設	高度加工処理 施設	GFP 登録	輸出に 向けた 意向	木材需 要拡大 に向け た意向	JAS構造用 製材の供 給力の強 化を図る 取組	木材製 品の供 給力の強 化を図る 取組	花粉削 減対策への 対応	原木の安 定受入れ 表明											
	都道府県	市町村							指標	現状値			目標値					前年度実績量		次年度 計画量																		
										数値	単位	年度	1年目	2年目	目標年度 目標値	単位	目標年度	区域内	区域外																			
1																																						
2																																						
3																																						
4																																						
附帯事務費																																						
計																																						

※ 既設の工場等の場合、事業費及び交付金事業費欄は「0」と記載する。

※ 既存の工場等の場合、施設整備年度の欄において、年度の下段に事業名等を記載する。

※ 附帯事務費については、年度別及び事業主体別に行を分けて記載する。目標指標以下の欄は空欄とする。

※ 目標指標は、別表3中、体質強化・花粉削減計画の目標を定める指標（木材加工流通施設ごとの生産性等目標）欄から選択して記載する。目標指標を2つ設定する場合は上下2段書きとし、下段に木材製品の付加価値率の目標を記載する。

また、事業完了の翌年度から起算して2年までの各年度について参考目標値を記載する。

※ 木材利用量欄は、本表に記載する全施設のうち原本から加工を行う施設について、計画策定（変更）時点の前年度の実績を前年度実績量欄に、次年度の見込みを次年度計画量欄に記載する。

※ 日EU・EPA対策として実施する施設の場合は、日EU・EPA対策施設欄に「○」を記載する。また、別添様式1又は2を作成し、添付する。

※ 要綱別表のIの2の（1）の④の高度加工処理施設整備の対象施設及び令和元年度木材製品等の輸出促進対策のうち高度加工処理施設整備交付金事業の対象施設の場合、高度加工処理施設欄に「○」を、輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）に基づく輸出事業計画に合致する施設については「○」を記載する。また、別添様式3を作成し、添付する。

※ 事業実施主体がGFP登録をした施設について、GFP登録欄に「○」を記載する。

※ 輸出に向けた取組を行う意向がある高度加工処理施設以外の施設について、輸出に向けた意向欄に「○」を記載する。また、意向がある場合は様式1の別紙1の輸出構想を作成し、添付する。

※ 木材需要拡大に向けた取組を行う意向がある施設について、木材需要拡大に向けた意向欄に「○」を記載する。また、様式1の別紙2の木材需要拡大構想を作成し、添付する。

※ 令和3年度供給力増大施設として木材不足・価格高騰への対応に係る整備を行う施設について、木材不足・価格高騰への対応欄に「○」を記載する。また、別添様式4を作成し、添付する。

※ JAS構造用製材の供給力強化に係る整備を行う施設について、JAS構造用製材の供給力の強化を図る取組欄に「○」を記載する。また、別添様式6を作成し、添付する。

※ 国内に豊富な資源量を有する森林資源を活用し、国産の製品の供給力強化に係る整備を行う施設について、木材製品の供給力の強化を図る取組欄に「○」を記載する。また、別添様式5を作成し、添付する。

※ 花粉の少ない森林への転換促進への対応に係る整備を行う施設について、花粉削減対策への対応欄に「○」を記載する。また、別添様式9を作成し、添付する。

※ 合板製材事業として実施する施設の場合、木材安定取引協定等を締結した内訳が分かる資料を作成し、添付する。

※ 事業実施主体（プレカット事業者及び運送事業者等を除く。）が原本の安定受入れに関する表明を行う施設について、原本の安定受入れ表明欄に「○」を記載する。

## 第9 木材加工流通施設の水平連携等の内容

※ 「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について」第3の1（1）関係。

## 第10 再編計画の概要

※ 「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について」第3の1（3）関係。

※ 地域ごとに別添様式2を作成し、添付する。

## 第11 輸出促進計画の概要

※ 「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について」第3の1（3）関係。

※ 都道府県ごとに別添様式3を作成し、添付する。

## 第12 木材製品供給力強化計画の概要

※ 「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について」第3の1（3）関係。

※ 都道府県ごとに別添様式5を作成し、添付する。

### 第13 JAS構造用製材供給力強化計画の概要

--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について」第3の1（3）関係。

※ 都道府県ごとに別添様式6を作成し、添付する。

### 第14 原木安定供給計画等の概要

都道府県	事業種別	事業費 (国庫)	間伐	造林	路網整備・機能強化	林業機械等	コンテナ苗生産基盤施設等	主伐材生産目標 (万m <sup>3</sup> /年)	間伐材生産目標 (万m <sup>3</sup> /年)
○○地区 (○○県、○○県)	合板製材事業	○○千円	○○ha ○○千円	○○ha ○○千円	○○km ○○千円	○○台 ○○千円	○○施設 ○○千円		
	花粉削減事業	○○千円	—	○○ha ○○千円	○○km ○○千円	○○台 ○○千円	○○施設 ○○千円		
	森林整備事業	○○千円	○○ha ○○千円	○○ha ○○千円	○○km ○○千円	—	—		

※ 都道府県欄については、基金事業における間伐材生産・路網整備等又は交付金事業における原本の低コスト供給対策の事業エリアとなる都道府県を記載する。

※ 主伐材生産目標及び間伐材生産目標については、基金活用事業、合板製材事業、花粉削減事業及び森林整備事業以外の生産量も含む。

※ 都道府県ごとに別添様式7又は別添様式10を作成し、添付する。

※ 造林実施面積については、下刈りの実施面積は含めない。

### 第15 特用林産物省エネルギー化施設等整備計画の概要

--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について」第3の1（5）関係。

※ 都道府県ごとに別添様式8を作成し、添付する。

### 第16 木質バイオマスエネルギー転換促進計画の概要

--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 都道府県ごとに別添様式9を作成し、添付する。

### 第17 花粉の少ない森林への転換促進計画の概要

--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 都道府県ごとに別添様式10を作成し、添付する。

### 第18 木材需要拡大構想の概要

--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 都道府県ごとに別紙2を作成し、添付する。

(様式1 別紙1)

## 輸出構想(○○県)

事業主体名	木材製品の輸出に向けた構想
	※例えば「国内外の木材製品のニーズ情報やGFPから得られるアドバイスなどをもとに、対応可能な木材製品の付加価値化にも努めつつ輸出の可能性を検討していく考え。」など、輸出に向けた構想等を各事業者や地域の実情に沿って記載ください。

(様式1 別紙2)

## 木材需要拡大構想（都道府県名）

事業実施主体名	事業種目	工種	事業費 (国庫)	建築物木材利用促進協定の有無	施設の概要	川上・川中との連携概要	構想
			千円		※例えば「ディケアセンター〇〇（仮称）は地域に障害がある方の自立を助ける施設としてグループホームを提供し、また、地域との交流を目的としたサロンを設ける施設であり、木材をふんだんに活用し木材のあたたかみを活かして、利用者へ木の癒やしの効果を期待するとともに、地域住民等へ木材利用の良さについてPRする。」など、各事業者や地域の実情に沿って記載してください。	※支援対象の公共建築物に用いる「地域材」の具体的な定義、当該「地域材」の供給の主な流れを川上・川中との連携図に沿った概要を記載してください。	※例えば「〇〇ふれあいセンターを木造で整備し、本施設を活用したイベント〇〇を年2回開催するとともに、地域の交流拠点として月1回〇〇教室を開催することなどにより、木材の良さをより多くの者に実感してもらい、更なる木材需要の拡大に繋げる。旧〇〇ふれあいセンターの利用者数が年間1万人であったことから、新たな〇〇ふれあいセンターは年間1万人以上の利用者が見込まれる。」など、各事業者や地域の実情に沿いつつ、波及効果を含めて記載してください。
			千円				
			千円				

※ 建築物木材利用促進協定を締結している場合は、協定書の写しを添付すること。

※ 川上・川中との連携図を添付すること。

別添様式 1

国際競争力強化計画（○○県）<低コスト化>

1. 国際競争力強化計画の対象地域

--

2. 国際競争力強化計画参画主体名

--

3. 競争力強化に向けた基本的な考え方

--

※ 本計画において取り組む低コスト化の内容、それによって目指す方向性について要約的に記載する。

4. 低コスト化に向けた木材加工流通施設整備の概要

事業主体名	所在地		事業種目	事業内容	事業費 (千円)	交付金 事業費 (国庫) (千円)	施設 整備 年度	目標指標①							目標指標②													
	都道府県	市町村						指標	現状値			目標値				指標	現状値			目標値								
									数値	単位	年度	1年目	2年目	目標年度 目標値	単位	目標年度	数値	単位	年度	1年目	2年目	目標年度 目標値	単位	目標年度				
1																												
2																												
3																												
4																												
計																												

※ 目標指標は、別表 3 中、「体質強化・花粉削減計画の目標を定める指標（木材加工流通施設ごとの生産性等目標）」欄から選択して記載する。

※ 目標指標のうち高付加価値率については目標値欄②に記載する。

※ 目標指標の目標値欄には、事業完了の翌年度から起算して 2 年目までの各年度について参考目標値と目標年度における目標値を記載する。

5. 事業実施期間

○○年度～○○年度
-----------

## 別添様式2

## 再編計画（○○県）&lt;品目転換&gt;

## 1. 再編計画の対象地域

--

## 2. 再編計画参画主体名

--

## 3. 再編に向けた基本的な考え方

--

※ 再編に取り組む事業主体を取り巻く経営事情についての概況を記載し、本計画において取り組む内容、それによって目指す方向性について要約的に記載する。

## 4. 品目転換等による木材加工流通施設整備の概要

事業主体名	所在地		事業種目	事業内容	事業費 (千円)	交付金 事業費 (国庫) (千円)	施設整備 年度	目標指標①						目標指標②												
	都道府県	市町村						指標	現状値			目標値			指標	現状値			目標値							
									数値	単位	年度	1年目	2年目	目標年度 目標値		数値	単位	年度	1年目	2年目	目標年度 目標値	単位	目標年度			
1																										
2																										
3																										
4																										
計																										

※ 目標指標は、別表3中、「体質強化・花粉削減計画の目標を定める指標（木材加工流通施設ごとの生産性等目標）」欄から選択して記載する。

※ 目標指標のうち高付加価値率については目標値欄②に記載する。

※ 目標指標の目標値欄には、事業完了の翌年度から起算して2年目までの各年度について参考目標値と目標年度における目標値を記載する。

## 5. 事業実施期間

○○年度～○○年度
-----------

## 別添様式 3

## 輸出促進計画（○○県）&lt;高度加工処理&gt;

## 1. 輸出促進計画の対象地域

--

## 2. 輸出促進計画参画主体名

川上：
川中：

※ 高度加工処理施設整備の対象主体及び当該主体と連携する原木安定供給計画参画事業体等を記載する。

## 3. 輸出促進に向け高付加価値化を図る基本的な考え方

--

※ 本計画において取り組む内容、それによって目指す方向性について要約的に記載する。

## 4. 輸出促進に向けた高度加工処理施設整備の概要

事業主体名	所在地		事業種目	事業内容	事業費 (千円)	交付金 事業費 (国庫) (千円)	施設整備 年度	目標指標							輸出目標					公庫への情 報提供につ いての希望 の有無	
								指標	現状値			目標値				輸出先国	輸出品目	輸出目標額 (億円)			
	都道府県	市町村							数値	単位	年度	1年目	2年目	目標年度 目標値	単位	目標年度		1年目	2年目	目標年度 目標値	目標年度
1																					
2																					
3																					
4																					
計																					

※ 目標指標は、別表3中、「体质強化・花粉削減計画の目標を定める指標（木材加工流通施設ごと）」欄から選択して記載する。

※ 輸出目標に係る項目については、令和2年度補正予算以降において整備する施設について記載を必須とする。また、輸出目標の輸出目標額及び目標年度は、事業完了の翌年度から起算して3年後における値とする。

※ 目標指標の目標値欄には、事業完了の翌年度から起算して2年目までの各年度における参考目標値及び目標年度における目標値を記載する。

※ 輸出目標の輸出目標額及び目標年度は、事業完了の翌年度から起算して3年後における数値とする。また、輸出目標の輸出目標額欄には、事業完了の翌年度から起算して2年目までの各年度について参考目標値を記載する。

※ 公庫への情報提供についての希望の有無については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第13条に則り、株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫。以下「公庫」という。）による融資等の支援措置について事業実施主体に情報提供した後、事業実施主体から申請に係る情報（事業者名、所在地、事業規模等）を公庫に提供する希望があった場合には「○」を記載すること。

＜参考＞

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）

第13条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るために、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

## 5. 事業実施期間

○○年度～○○年度
-----------

## 別添様式4

## 供給力増大計画（○○県）

## 第1 木材製品の供給力増大に関する現状と課題等

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

## 第2 木材製品の供給力増大への対応に資する木材加工流通施設整備の概要

事業実施主体	所在市町村	事業種目	整備内容	事業費 (千円)	交付金事業費 (国庫) (千円)	施設整備 年度	目標指標								備考
							指標	現状値			目標値				
								数値	単位	年度	1年目	2年目	目標年度 目標値	単位	目標年度

※ 事業種目については、別表1の「工種又は区分①」、事業内容については、別表1の「工種又は区分②」を記載する。

※ 目標指標は、別表3中、「体質強化・花粉削減計画の目標を定める指標（目標指標：木材加工流通施設ごと）」欄の区分「大規模化・高効率化」の指標「1日当たりの原木処理量」を選択し、記載する。

※ 目標指標の目標値欄には、事業完了の翌年度から起算して2年目までの各年度における参考目標値及び目標年度における目標値を記載する。

※ 木材不足・価格高騰への対応に係る取組（令和3年度補正）について記載する。

## 第3 川下の木材製品流通事業者等との合意形成の状況

事業実施主体	所在市町村名	施設整備年度	木材製品生産量 (m <sup>3</sup> /年)	木材製品流通事業者等	木材製品供給先	木材製品供給計画数量 (m <sup>3</sup> /年)	主な供給木材製品	備考

※木材製品流通事業者等と木材製品供給先が同一の場合は、木材製品供給先に「同左」と記載。

## 別添様式5

## 木材製品供給力強化計画（○○県）

## 第1 木材製品の供給力強化に関する現状と課題等

--

## 第2 木材製品の供給力強化への対応に資する木材加工流通施設整備の概要

事業実施主体	所在市町村	事業種目	整備内容	事業費 (千円)	交付金事業費 (国庫) (千円)	施設整備 年度	目標指標								備考	
							指標	現状値			目標値					
								数値	単位	年度	1年目	2年目	目標年度 目標値	単位	目標年度	

※ 事業種目については、別表1の「工種又は区分①」、事業内容については、別表1の「工種又は区分②」を記載する。

※ 目標指標は、別表3中、「体質強化・花粉削減計画の目標を定める指標（目標指標：木材加工流通施設ごと）」欄の区分「建築用木材供給力強化対策」の指標「1年間当たりの木材製品生産量」を選択し、記載する。

※ 目標指標の目標値欄には、事業完了の翌年度から起算して3年目までの各年度における目標値を記載する。

## 第3 川下の木材製品流通事業者等との合意形成の状況

事業実施主体	所在市町村名	施設整備年度	木材製品流通事業者等	木材製品供給先	木材製品供給計画数量 (m <sup>3</sup> /年)	主な供給木材製品	協定状況	備考

※ 木材製品流通事業者等と木材製品供給先が同一の場合は、木材製品供給先に「同左」と記載。

※ 事業実施主体が木材製品流通事業者等と木材製品の安定取引に係る協定を締結している場合は、「協定状況」欄に○を記載。

## 別添様式6

## J A S 構造用製材供給力強化計画 (○○県)

## 第1 J A S 構造用製材の供給力強化に関する現状と課題等

--

## 第2 J A S 構造用製材の供給力強化への対応に資する木材加工流通施設整備の概要

事業実施主体	所在市町村	事業種目	整備内容	事業費 (千円)	交付金事業費 (国庫) (千円)	施設整備 年度	目標指標							備考	
							指標	現状値			目標値				
								数値	単位	年度	1年目	2年目	目標年度 目標値	単位	目標年度

※ 事業種目については、別表1の「工種又は区分①」、事業内容については、別表1の「工種又は区分②」を記載する。

※ 目標指標は、別表3中、「体質強化・花粉削減計画の目標を定める指標（目標指標：木材加工流通施設ごと）」欄の区分「J A S 構造用製材供給力強化」の指標「JAS構造用製材の格付率」又は「J A S 構造用製材の出荷量又は入荷量」を選択し、記載する。

※ 目標指標の目標値欄には、事業完了の翌年度から起算して3年目までの各年度における目標値を記載する。

## 原木安定供給計画 (○○県)

## 1. 森林資源の概要

森林資源量 (○年度時点)	資源供給可能量 (成長量)
万m <sup>3</sup>	万m <sup>3</sup> /年

## 2. 事業概要

事業種別		事業費(国庫)	間伐	路網整備・機能強化	林業機械等	造林	コンテナ苗生産基盤施設等
合板製材事業	実績	千円	ha 千円	林業専用道 (規格相当) m 千円 うち施設一体型 m 千円	台 千円	人工造林 ha 千円 下刈り ha 千円	コンテナ苗生産基盤施設等 施設 千円 普通苗生産基盤施設等 施設 千円
	うち森林作業道 m 千円	森林作業道 m 千円					
	ha 千円	林業専用道 (規格相当) m 千円 うち施設一体型 m 千円	台 千円	人工造林 ha 千円 下刈り ha 千円	コンテナ苗生産基盤施設等 施設 千円 普通苗生産基盤施設等 施設 千円		
	計画	千円	うち森林作業道 m 千円	森林作業道 m 千円			
合板製材事業の合計		千円	ha 千円	林業専用道 (規格相当) m 千円 うち施設一体型 m 千円	台 千円	人工造林 ha 千円 下刈り ha 千円	コンテナ苗生産基盤施設等 施設 千円 普通苗生産基盤施設等 施設 千円
うち森林作業道 m 千円			森林作業道 m 千円				

森林整備事業	実績	千円	ha 千円	林業生産基盤整備道 m 千円 山村強靭化林道 m 千円 林業専用道 m 千円 森林作業道 m 千円	—	人工造林 ha 千円 一貫作業 ha 千円 下刈り ha 千円	—
	計画	千円	ha 千円	林業生産基盤整備道 m 千円 山村強靭化林道 m 千円 林業専用道 m 千円 森林作業道 m 千円	—	人工造林 ha 千円 一貫作業 ha 千円 下刈り ha 千円	—

※ 林業専用道（規格相当）のうち施設一体型の開設を計画する場合にあっては、当該路線が日E U・E P A対策実施区域内であり、原木供給先となる木材加工流通施設等から おおむね50kmの範囲内にあることが分かる図面を添付する。

※ 事業費（国庫）の欄については、関連条件整備活動及び附帯事務費を含む各工種の総額を記載する。

※ 合板製材事業の間伐の欄については、関連条件整備活動の事業費（国費）及び附帯事務費を含む額を記載する。

※ 合板製材事業の路網整備・機能強化の欄における林業専用道（規格相当）の額については、補強、機能強化、航空レーザ計測及び関連条件整備活動の事業費（国費）及び附帯事務費を含む額を記載する。

※ 合板製材事業の造林の欄における人工造林の額については、関連条件整備活動の事業費（国費）及び附帯事務費を含む額を記載する。

3. 原木生産目標（基金活用事業及び合板製材事業以外の生産量も含む。）

間伐材の生産量	万m <sup>3</sup> /年	うち認証材の生産量	万m <sup>3</sup> /年
主伐材の生産量	万m <sup>3</sup> /年		
計	万m <sup>3</sup> /年		

4. 原木安定供給計画参画事業実施主体名

○○県森林組合連合会、○○森林組合、○○林業、○○森林管理署

※ 国有林と連携して主伐材の安定供給に取り組む場合にあっては、参画する森林管理署等の名称を記載する。

5. 原木供給先施設名

体質強化・花粉削減計画の対象とする木材加工流通施設：  
原木市場等：

※原木市場等には、体質強化・花粉削減計画の対象とする木材加工流通施設に供給することを目的に原木安定供給計画参画事業実施主体から供給を受ける原木市場、共販所等を記載する。

6. 苗木供給事業実施主体名

※ 原木安定供給計画参画事業実施主体に苗木を供給する事業実施主体名を記載する。

7. 原木の安定供給に向けた基本的な考え方

8. 地域の森林経営管理の集積・集約化の取組方針

9. 事業実施期間

○○年度～○○年度

別添様式8

特用林産物省エネルギー化施設等整備計画 (○○県)

第1 特用林産物省エネルギー化施設等整備計画の事業対象区域

※ 対象となる都道府県、地区名等を記載すること。

第2 特用林産物の生産に関する現状と課題

※ 省エネ化や生産性の向上などコスト低減等に向けた現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述する。

第3 施策の基本方針

※ 課題解決のための基本方針等を記述する。

第4 特用林産物生産の省エネ化やコスト低減等に係る取組に関する考え方

※ 特用林産物省エネルギー化施設等整備により、どのように生産者の体质強化等を図るのかを記述する。

第5 原木生産目標 (交付金事業以外の生産量も含む。)

m<sup>3</sup>/年

※ 第5～第7については、里山林の整備を実施する場合に記載する。

第6 里山林の整備の参画事業実施主体名

○○県森林組合連合会、○○森林組合、○○林業、○○ (森林所有者名)

第7 里山林の整備による原木供給先施設名

--

第8 事業費の総額

交付金事業費：○○千円
-------------

第9 事業実施期間

○年度～○年度
---------

第10 計画主体ごとに定める指標（全体指標）

全体指標	現状値			目標値			備考
	数値	単位	年度	数値	単位	年度	

※ 全体指標は、別表3「都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体又は都道府県ごと）」欄の特用林産物省エネルギー化施設等整備に係る都道府県ごとに定める指標を記載すること。

第11 特用林産物省エネルギー化施設等の概要

事業実施主体	所在市町村	事業種目	事業内容	事業費(千円)	交付金事業費(国庫)(千円)	施設整備年度	個別指標								備考	
							指標	現状値				目標値				
数値	単位	年度	備考	数値	単位	年度	備考									
1																
計																
2																
計																
合計																

※ 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分①～④まで(必要に応じて具体名を併せて記載)を記載すること。

※ 事業費欄には附帯事業費を含めて記載すること。

※ 事業実施主体ごとに計と全ての事業実施主体の計を合計に記載すること。

※ 全体指標は、別表3「都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体又は都道府県ごと）」欄の特用林産物省エネルギー化施設等整備に係る都道府県ごとに定める指標を記載すること。

第1 木質バイオマスエネルギー転換促進計画の事業対象区域

※ 対象となる都道府県、地区名等を記載すること。

第2 木質バイオマスエネルギーへの転換促進に係る現状と課題

※ 都道府県における化石燃料から木質バイオマスエネルギーへの転換促進に向けた現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述する。

第3 施策の基本方針

※ 課題解決のための基本方針等を記述する。

第4 木質バイオマスの転換促進に係る取組に関する考え方

※ 木質バイオマスエネルギー転換促進施設の整備等により、化石燃料から地域の間伐材・林地残材等を活用した木質バイオマスエネルギーへの転換をどのように推進し、かつ地域の森林資源を持続的に活用しつつ森林所有者や林業事業体を含めた地域の収益力の強化等を図るのかを記述する。その際、化石燃料代替によるエネルギーコスト削減効果や国産燃料材の収集・生産・加工に係るコスト削減効果等を定量的に記述する。

第5 原木生産目標（交付金事業以外の生産量も含む。）

m<sup>3</sup>/年

※ 第5～第7については、里山林の整備を実施する場合に記載する。

第6 里山林の整備の実施主体名

○○県森林組合連合会、○○森林組合、○○林業、○○（森林所有者名）

第7 里山林の整備による原木供給先施設名

第8 事業費の総額

交付金事業費：○○千円

第9 事業実施期間

○年度～○年度

第10 計画主体ごとに定める指標（全体指標）

目標	全体指標	指標設定の考え方 (目標との関連性)	現状値			目標値			備考
			数値	単位	年度	数値	単位	年度	
木質バイオマスエネルギーへの転換促進									

※ 全体指標は、別表3「都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体又は都道府県ごと）」欄の木質バイオマスエネルギー転換促進対策に係る都道府県ごとに定める指標とし、括弧書き内の増加量又は増加率は、備考欄に記載すること。

第11 木質バイオマスエネルギー転換促進施設の概要

事業実施主体	実施市町村	事業種目	事業内容	事業費 (千円)	交付金事業費 (国庫) (千円)	施設整備年度	個別指標						備考	
							指標	現状値			目標値			
数値	単位	年度	備考	数値	単位	年度	備考							
1														
計														
2														
計														
合計														

※ 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分①～④を(必要に応じて具体名を併せて)記載すること。

※ 事業費欄には附帯事業費を含めて記載すること。

※ 事業実施主体ごとに計と全ての事業実施主体の計を合計に記載すること。

※ 個別指標は、別表3「都道府県年度事業計画の目標を定める指標（個別指標：事業実施主体又は都道府県ごと）」欄の木質バイオマスエネルギー転換促進対策に係る事業実施主体ごとに定める指標とし、括弧書き内の増加量又は施設の効率性は、備考欄に記載すること。また、林野庁長官が別に定める「地域内エコシステム」や「地域活用要件」の条件に該当する場合、備考欄に記載すること。

※ 施設の貸付けを行うものにあっては、貸付けを受ける又は受けることを計画している事業実施主体名を備考欄に記入する。

## 第1 スギ人工林伐採重点区域

※ 対象となる市町村、地区名等を記載する。また、見込みの場合はその旨を明らかにする。

## 第2 花粉の少ない森林への転換促進に関する現状と課題

※ スギ人工林の伐採、再造林など花粉の少ない森林への転換促進に向けた現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述する。

## 第3 施策の基本方針

※ 課題解決のための基本方針等を記述する。

## 第4 花粉の少ない森林への転換促進として実施する内容

※ 実施する事業メニューを記述する。

## 第5 事業概要

事業種別	事業費（国費）	路網整備・機能強化	林業機械等	造林	コンテナ苗生産基盤施設等
実績	ha 千円	林業専用道（規格相当） m 千円	台 千円	人工造林 ha 千円	施設 千円
		うち施設一体型 m 千円		下刈り ha 千円	
計画	ha 千円	林業専用道（規格相当） m 千円	台 千円	人工造林 ha 千円	施設 千円
		うち施設一体型 m 千円		下刈り ha 千円	

※ 事業費（国費）の欄については、関連条件整備活動及び附帯事務費を含む各工種の総額を記載する。

第6 花粉の少ない森林への転換促進に資する木材加工流通施設等の概要

事業実施主体	所在市町村	事業種目	事業内容	事業費(千円)	交付金事業費(国庫)(千円)	施設整備年度	目標指標①							目標指標②							備考		
							指標	現状値			目標値				指標	現状値			目標値				
								数値	単位	年度	1年目	2年目	目標年度目標値	単位	目標年度	数値	単位	年度	1年目	2年目	目標年度目標値	単位	目標年度
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
合計																							

※ 目標指標は、別表3中、体质強化・花粉削減計画の目標を定める指標（木材加工流通施設ごとの生産性等目標）欄から選択して記載する。

目標指標①には木材加工流通施設ごとの生産性等の目標、目標指標②にはスギ等の占める割合の目標をそれぞれ記載する。

目標指標①を2つ設定する場合は上下2段書きとし、下段に木材製品の付加価値率の目標を記載する。

また、事業完了の翌年度から起算して2年目までの各年度について参考目標値を記載する。

様式2

番号  
年月日

林野庁長官 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策  
体質強化・花粉削減計画(変更)承認申請(報告)書

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領(平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知)第3第1項第1号(重要な変更の場合は、第3第1項第3号)の規定に基づき体質強化・花粉削減計画(変更)の承認を申請します。

※下線部は、軽微な変更の報告の場合は「第3第1項第4号の規定に基づき体質強化・花粉削減計画を変更したので報告」と記載。

(計画名を以下により記載する。)

計画:

(変更の場合は、以下を記載する。)

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

(注)

1. 体質強化・花粉削減計画承認申請書を提出する場合は、様式1(別添様式を含む。)を添付する。
2. 体質強化・花粉削減計画変更承認申請(報告)書を提出する場合は、次のとおりとする。
  - (1) 体質強化・花粉削減計画書の様式に準じて作成した体質強化・花粉削減計画変更書を添付する。
  - (2) 体質強化・花粉削減計画変更書の事業費等については、変更前を上段に( )書き、変更後を下段に裸書きとする。

様式3

○○年度 都道府県年度事業計画（変更）承認申請（報告）  
(実施結果及び個別指標の達成状況報告) 書

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）第3第2項第1号（重要な変更の場合は、第3第2項第3号）<sub>(注1)</sub>の規定に基づき、承認を受けたいので<sub>(注2)</sub>、別紙により（下記のとおり）都道府県年度事業計画（の変更）（の実施結果及び個別指標の達成状況）を申請（報告）します。

※下線部<sub>(注1)</sub>は、軽微な変更の報告の場合は「第3第2項第4号、実施結果及び個別指標の達成状況報告の場合は「第5及び第6第6項」とするなど申請内容に合わせて記載。

※下線部<sub>(注2)</sub>は、実施結果及び個別指標の達成状況報告の場合は不要。

（変更の場合は、以下を記載し別紙を添付する。）

記

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

1 体質強化・花粉削減計画地区名

○○地区

2 事業実施方針

3 実施の内容

事業内容	交付金事業(○○年度補正)			備考
	数量	事業費(円)	国庫交付金(円)	
I 國際競争力・木材供給基盤強化対策				
1 体質強化・花粉削減計画の策定				
2 木材産業の輸出促進・体質強化対策				
木材加工流通施設等整備 (大規模・高効率化)	施設			
木材加工流通施設等整備 (低コスト化)	施設			
品目転換施設整備	施設			
高度加工処理施設整備	施設			
木材加工流通施設整備 (供給力強化)	施設			
木材加工流通施設整備 (JAS構造用製材供給力強化)	施設			
ストックヤード整備	施設			
木造公共建築物等の整備	施設			
※附帯事務費				
3 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策				
間伐材生産				
間伐材の生産	間伐面積 ha			計画量: ha
	間伐材生産量 m <sup>3</sup>			
	間伐材供給量 m <sup>3</sup>			
森林作業道(関連条件整備)	m			
里山林の整備	間伐面積 ha			計画量: ha
	間伐材生産量 m <sup>3</sup>			
	間伐材供給量 m <sup>3</sup>			
森林作業道(関連条件整備)	m			
※附帯事務費				
路網整備・機能強化				審査会設置状況: 路網密度: m/ha
林業専用道(規格相当)	計 m			
施設一体型以外	m			
施設一体型	m			関連施設名
補強	箇所			
点検診断	箇所			
森林作業道	m			
機能強化	箇所			
航空レーザ計測	面積 ha			航空レーザ測量の実施: ha 既存航空レーザ測量成果の活用: ha
※附帯事務費				
再造林の低コスト化				
一貫作業システム	ha			
森林作業道(関連条件整備)	m			
低コスト再造林	ha			
森林作業道(関連条件整備)	m			
下刈り	ha			
※附帯事務費				
先進的な林業機械等の整備				
林業機械の整備【素材生産型】	台			
※附帯事務費				
林業機械の整備【造林保育型】	台			
※附帯事務費				
通信環境等の整備	式			
※附帯事務費				
研修用機械の整備	台			
※附帯事務費				
4 燃油・資材の森林由来資源への転換対策				
特用林産物省エネルギー化施設等整備	台、施設			
特用林産物生産基盤整備	台、施設			
特用林産物生産施設整備	台、施設			
特用林産物加工流通施設整備	台、施設			
廃床等活用施設整備	台、施設			
特用林産物獣害対策施設整備	台、施設			
※附帯事務費				

木質バイオマスエネルギー転換促進対策				
未利用間伐材等活用機材整備	施設			
木質バイオマス供給施設整備	施設			
木質バイオマスエネルギー利用施設整備	施設			
※附帯事務費				
計				
II 花粉の少ない森林への転換促進総合対策				
1 スギ材の需要拡大対策				
木材加工流通施設等整備 (大規模・高効率化)	施設			
木材加工流通施設等整備 (低コスト化)	施設			
品目転換施設整備	施設			
高度加工処理施設整備	施設			
木材加工流通施設整備 (供給力強化)	施設			
木材加工流通施設整備 (JAS構造用材供給力強化)	施設			
ストックヤード整備	施設			
ストック強化	施設			
※附帯事務費				
2 スギ人工林の伐採・植換等の加速化				
路網整備・機能強化				審査会設置状況： 路網密度： m/ha
林業専用道(規格相当)	m			
施設一体型以外	m			
施設一体型	m			関連施設名
補強	箇所			
点検診断	箇所			
森林作業道	m			
機能強化	箇所			
航空レーザ計測	面積	ha		航空レーザ測量の実施： ha 既存航空レーザ測量成果の活用： ha
※附帯事務費				
低コスト造林等				
一貫作業システム	ha			
森林作業道(関連条件整備)	m			
低コスト再造林	ha			
森林作業道(関連条件整備)	m			
下刈り	ha			
※附帯事務費				
3 先進的な林業機械等の整備				
先進的な林業機械等の整備				
林業機械の整備【素材生産型】	台			
※附帯事務費				
4 民間事業者による苗木増産の支援				
民間事業者による苗木増産の支援				
コンテナ苗生産基盤施設等整備	施設			
※附帯事務費				
計				
合計				

4 事業完了(予定)年月日

○○年○○月○○日

- ※ 体質強化・花粉削減計画地区名について、複数の体質強化・花粉削減計画へ参画している場合は、その全ての地区名を記載する。
- ※ 令和元年度の木材製品等の輸出促進対策で整備した高度加工処理施設については、3の「2 木材産業の輸出促進・体質強化対策」中の高度加工処理施設整備欄へ記載する。
- ※ 金額については、事業費及び国庫補助金(交付金)額について記載する。
- ※ 合板製材事業の事業計画は予算年度ごとにそれぞれ作成する。
- ※ 変更都道府県年度事業計画承認申請書を提出する場合、事業計画の数量等については、変更前を上段に( )書き、変更後を下段に裸書きとする。
- ※ 間伐材の生産の間伐材生産量は搬出利用される材積を、間伐材供給量は体質強化・花粉削減計画の対象とする木材加工流通施設及び高度加工処理施設への供給量を記載する。
- ※ 間伐材生産、再造林の低コスト化及び低コスト造林等については、事業実施結果の報告時には個別指標の目標値(都道府県年度事業計画の計画量)を備考欄に記載する。
- ※ 路網整備・機能強化の林業専用道(規格相当)及び機能強化については、設計・技術審査会の設置状況を備考欄に記載する。
- ※ 路網整備・機能強化の林業専用道(規格相当)(施設一体型)を計画する場合は、関連施設名を備考欄に記載する。
- ※ 路網整備・機能強化の林業専用道(規格相当)及び森林作業道については、計画時には個別指標の目標値を、報告時には実績値を備考欄へ記載する。
- ※ 「3 事業完了予定年月日」は予算年度ごとに記載することとし、事業内容によって事業完了予定年月日が異なる場合はそれぞれ記載する。  
また、実施報告の場合は事業完了年月日を、事業期間の変更の場合は変更前及び変更後の日付を記載する。

(注) 計画(変更)承認申請の場合は、別記様式1を添付する。  
実施結果・達成状況報告の場合は、別記様式2及び3を添付する。

○○年度 事業実施予定 (○○年度補正分)  
(都道府県)

## メニュー：木材産業の輸出促進・体质強化対策

メニュー：原木の生産基盤・低コスト安定供給対策のうち先進的な林業機械等の整備

## メニュー：特用林産物省エネルギー化施設等整備

## メニュー：木質バイオマスエネルギー転換促進対策

メニュー：花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

メニュー②	事業実施主体	実施市町村	事業内容	数量	単位	事業費(千円)	補助金等(国費)(千円)	個別指標						備考		
								指標	現状値		目標値					
									数値	単位	年度	1年目	2年目	3年目	単位	目標年度
		計														
※附帯事務費																
合 計																

メニュー：花粉の少ない森林への転換促進対策のうち先進的な林業機械等の整備

メニュー②	事業実施主体	実施市町村	事業内容	数量	単位	事業費(千円)	補助金等(国費)(千円)	個別指標①						個別指標②						3か年平均	備考		
								指標	現状値		目標値				指標等	現状値		目標値					
									数値	単位	年度	1年目	2年目	3年目	単位	目標年度	数値	単位	年度	1年目	2年目	3年目	単位
先進的な林業機械等の整備		計																					
※附帯事務費																							
合 計																							

メニュー：民間事業者による苗木増産の支援

メニュー②	事業実施主体	実施市町村	事業内容	数量	単位	事業費(千円)	補助金等(国費)(千円)	個別指標						備考											
								指標	現状値		目標値					指標等	現状値		目標値						
									数値	単位	年度	1年目	2年目	3年目	(4年目)	(5年目)	数値	単位	年度	1年目	2年目	3年目	単位	目標年度	
コンテナ苗生産基盤施設等整備		計																							
※附帯事務費																									
合 計																									

(注) 1 メニュー②欄については要領別表1のメニュー②を、事業内容欄については要領別表1の事業種目、工種又は区分(必要に応じて具体名)を記載する。

2 個別指標欄については、要領別表3に基づき記載する。

3 高度加工処理施設については、個別指標①欄に個別指標の目標(現状)値、個別指標等②欄に輸出目標(現状)値(単位:億円)を記載する。

4 先進的な林業機械等の整備について、林業機械の整備【素材生産型】をする場合は個別指標①に素材生産量、個別指標②に素材生産性を、林業機械の整備【造林保育型】をする場合は導入機械に応じて個別指標①に地捲え若しくは下刈りに要するha当たりの人工数又は苗木運搬に要する苗木1,000本当たりの人工数を、通信環境等の整備をする場合は個別指標①に稼働率を、研修用機械の整備をする場合は個別指標①に利用者数を記載する。また、林業機械の整備【素材生産型】の場合、3か年平均欄には目標値の3か年平均について、上段に素材生産量、下段に素材生産性を記載する。

5 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載する。

6 民間事業者による苗木増産の支援について、目標年度を5年目に設定する場合には目標値欄の4年目及び5年目欄を記載する。

7 事業実施主体ごとに計、事業ごとに合計を記載する。

8 貸付けを行う事業を実施する場合は、備考欄に利用者の名称を記載する。

9 国庫補助金の予算年度ごと、その合計を別表で作成する。

10 先進的な林業機械等の整備について、ハイブリッド型の機械を整備する場合は、備考欄に(ハイブリッド型)と記載する。

11 木質バイオマスエネルギー転換促進対策については、個別指標欄には別表3「都道府県年度事業計画の目標を定める指標(個別指標:事業実施主体又は都道府県ごと)」欄の木質バイオマスエネルギー転換促進対策に係る事業実施主体ごとに定める指標を記載し、当該指標の括弧書き内の増加量・施設の効率性は、備考欄に記載すること。また、林野庁長官が別に定める「地域内エコシステム」や「地域活用要件」の条件に該当する場合、備考欄に記載すること。

12 花粉の少ない森林への転換促進対策における先進的な林業機械等の整備については、備考欄に主な事業地である市町村名を記載する。

※ 行については、適宜加除する。

○○年度 事業実施内容  
(都道府県)

【年度補正 号】

メニュー	事業種目	事業実施主体	実施市町村	事業内容	事業費(千円)	補助金等(国費) 交付金事業費(千円)	備考
1. 体質強化・花粉削減 計画の策定							
※附帯事務費		計					
合 計							
2. 原木の生産基盤整備・ 低コスト安定供給対策							
(1) 間伐材生産	間伐材生産			間伐材の生産 関連条件整備活動 (対象森林の調査等) 関連条件整備活動 (森林作業道の整備) 関連条件整備活動 (鳥獣害防止施設) 関連条件整備活動 (○○具体名)	ha ha m m ○		
				里山林の整備 関連条件整備活動 (対象森林の調査等) 関連条件整備活動 (森林作業道の整備) 関連条件整備活動 (鳥獣害防止施設) 関連条件整備活動 (○○具体名)	ha ha m m ○		
		小計		間伐材の生産 里山林の整備 関連条件整備活動 (対象森林の調査等) 関連条件整備活動 (森林作業道の整備) 関連条件整備活動 (鳥獣害防止施設) 関連条件整備活動 (○○具体名)	ha ha ha m m ○		
		計					
		※附帯事務費					
合 計							
(2) 路網整備・機能強化				林業専用道 (規格相当) 施設一体型以外 うち、A区分 うち、B区分 うち、C区分 林業専用道 (規格相当) 施設一体型 うち、A区分 うち、B区分 うち、C区分 森林作業道 機能強化 (単独型) 機能強化 (一体型) 航空レーザ計測	m m m m m m m m 箇所 箇所 ha		
		小計		林業専用道 (規格相当) 施設一体型以外 うち、A区分 うち、B区分 うち、C区分 林業専用道 (規格相当) 施設一体型 うち、A区分 うち、B区分 うち、C区分 森林作業道 機能強化 (単独型) 機能強化 (一体型) 航空レーザ計測	m m m m m m m m 箇所 箇所 ha		
		計					
		※附帯事務費					
合 計							
		一貫作業システム 低コスト造林 下刈り 機械器具の整備 (○○具体名) 関連条件整備活動 (対象森林の調査等) 関連条件整備活動 (森林作業道の整備) 関連条件整備活動 (鳥獣害防止施設) 関連条件整備活動 (○○具体名)	ha ha ha ○ ha m m ○				
小計		一貫作業システム 低コスト造林 下刈り 機械器具の整備 (○○具体名) 関連条件整備活動 (対象森林の調査等) 関連条件整備活動 (森林作業道の整備) 関連条件整備活動 (鳥獣害防止施設) 関連条件整備活動 (○○具体名)	ha ha ha ○ ha m m ○				
計							
※附帯事務費							
合 計							
(3) 再造林の低コスト化	再造林の低コスト化						
		小計					
合 計							
		計					
※附帯事務費							
合 計							

3. 花粉の少ない森林への 転換促進対策							
			林業専用道（規格相当）施設一体型以外 うち、A区分 うち、B区分 うち、C区分 林業専用道（規格相当）施設一体型 うち、A区分 うち、B区分 うち、C区分 森林作業道 機能強化（単独型） 機能強化（一体型） 航空レーザ計測	m m m m m m m m m 箇所 箇所 ha			
(1) 路網整備・機能強化		小計	林業専用道（規格相当）施設一体型以外 うち、A区分 うち、B区分 うち、C区分 林業専用道（規格相当）施設一体型 うち、A区分 うち、B区分 うち、C区分 森林作業道 機能強化（単独型） 機能強化（一体型） 航空レーザ計測	m m m m m m m m m 箇所 箇所 ha			
		計					
※附帯事務費							
合 計							
			一貫作業システム 低コスト造林 下刈り 機械器具の整備（○○具体名） 関連条件整備活動（森林作業道の整備） 関連条件整備活動（鳥獣害防止施設） 関連条件整備活動（○○具体名）	ha ha ha ha ○ m ○			
(2) 低コスト造林等	再造林の低コスト化	小計	一貫作業システム 低コスト造林 下刈り 機械器具の整備（○○具体名） 関連条件整備活動（森林作業道の整備） 関連条件整備活動（鳥獣害防止施設） 関連条件整備活動（○○具体名）	ha ha ha ha ○ m ○			
		計					
※附帯事務費							
合 計							
総 計							

1 事業実施主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載する。

2 実施市町村は、事業を実施した市町村名を記載する。

3 事業種目については、要領別表1のメニュー②を記載する。

また、間伐材生産、再造林の低コスト化、低コスト造林等又は路網整備・機能強化の事業内容については、要領別表1の事業種目及び数量を記載し、さらに関連条件整備活動の場合はこれに加えて工種又は区分も括弧書きで並記し、それぞれの事業量及び金額の計を小計欄に記載する（ただし、関連条件整備活動のうち対象森林の調査及び森林所有者の同意取り付けについては、関連条件整備活動（対象森林の調査等）にまとめて記載する）。なお、関連条件整備活動で実施していない工種は記載する必要はない。

4 国庫交付金の予算年度ごと、その合計を別葉で作成する。

※ 行については、適宜加除する。

○○年度 事業実施内容及び施設利用状況  
(都道府県)

合板・製材生産性強化対策事業、合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策交付金事業、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金事業、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金事業

メニュー②	事業実施主体	実施市町村	事業内容	数量	単位	交付年度	設置年度	事業費(千円)	交付金事業費(国費)(千円)	個別指標等の達成状況																			JAS格付率等	備考				
										個別指標①												個別指標②												
										指標	現状値	単位	年度	目標値	単位	目標年度	1年目	2年目	3年目	(4年目)	(5年目)	単位	達成率	指標等	現状値	単位	年度	目標値	単位	目標年度	1年目	2年目	3年目	単位
		計																																
		計																																
		計																																

(注)

- ※ メニュー②欄については要領別表1のメニュー②を、事業内容欄については要領別表1の事業種目、工種又は区分（必要に応じて具体名）を記載する。
- ※ 目標値欄については、各年度ごとの参考目標値を三段（上段：1年目、中段2年目、下段達成年度）に分けて記載する（目標年度を5か年に設定する場合は五段）。
- ※ 達成状況欄については達成率（実績／各年度ごとの目標値）を記載する。ただし、数値を縮減する（減少させる）ことを目標とする指標については、達成率（各年度毎の目標値/実績）とする。
- ※ 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化、低コスト化及び供給力強化）、品目転換施設整備又は高度加工処理施設整備において、製品出荷量実績におけるJAS格付率又は入荷量に占めるJAS製材品の割合の報告を要する場合は、当該報告年度の値をJAS格付率等欄に記載する。
- ※ 木材加工流通施設等整備（JAS構造用製材供給力強化）において、JAS格付率等欄にJAS構造用製材の格付率又は出荷量（又は入荷量）の実績値を三段（上段：1年目、中段2年目、下段達成年度）に分けて記載する。
- ※ 令和元年度の木材製品等の輸出促進対策で整備した高度加工処理施設については、メニュー②欄を高度加工処理施設整備と記載し、個別指標①に個別指標の達成状況を記載する。
- また、輸出促進計画において輸出目標を記載した場合には、個別指標等②欄に輸出促進計画に記載した輸出目標（現状）値を記載する。
- ※ 高度加工処理施設整備については、個別指標①に個別指標の達成状況、個別指標等②に木材製品の輸出額を記載する。
- ※ 先進的な林業機械等の整備について、林業機械の整備【素材生産型】をした場合は個別指標①に素材生産量、個別指標②に素材生産性を、林業機械の整備【造林保育型】をした場合は導入機械に応じて個別指標①に地拵え若しくは下刈りに要するha当たりの人工数又は苗木運搬に要する苗木1,000本当たりの人工数を、通信環境等の整備をした場合は個別指標①に稼働率を、研修用機械の整備をした場合は個別指標①に利用者数を記載する。
- ※ 花粉の少ない森林への転換促進対策における先進的な林業機械等の整備の目標年度の報告については、備考欄に、全素材生産量に占めるスギ素材生産量の割合（3か年分）をパーセントで記載する。
- ※ 民間事業者による苗木増産の支援について、目標年度を5か年に設定する場合には個別指標値欄の4年目・5年目欄を記載する。
- ※ 木質バイオマスエネルギー転換促進対策については、個別指標である木質バイオマス利用量に占める地域の森林由来の木質バイオマス利用量について、各年度ごとの当該指標の達成値に下段括弧書きで記載する。
- ※ 行については、適宜加除する。

様式 4

体質強化・花粉削減計画に掲げた目標指標の達成状況報告

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 林整計第 237 号林野庁長官通知）第 6 第 1 項の規定に基づき、下記の体質強化・花粉削減計画に掲げた目標指標の達成状況について報告します。

記

(計画名を以下により記載する)

計画：

※ 体質強化・花粉削減計画に掲げた目標指標の達成状況報告には、別紙を添付する。

## 別紙

### 1 体質強化・花粉削減計画の名称

--

### 2 実績及び達成率

施設名	現状値			目標値			目標年度の報告		備 考
	数値	単位	年度	数値	単位	年度	実績	達成状況	

- 注) 1 施設ごとに記載する。  
2 達成状況は、目標年度の実績／目標値とする。  
3 目標指標を2つ設定している場合は2段に分けて記載する。  
4 実績については、その調査方法と調査年月日を備考欄に記載する。(別様可)  
5 上記によるほか、実施要領別表3及び合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について(平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知)を踏まえて記載する。  
6 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領第6第3項の規定に基づく報告の場合は、「現状値」を「目標値」に、「目標値」を「実績値」に、それぞれ読み替えるものとする。

### 3 総合評価

#### (1) 現状の分析とその評価

--

#### (2) 今後の課題とその解決策

--

様式 5

改善措置実施報告書

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領第6第2項の規定に基づき、改善措置を講じたので報告します。

記

1. 基本的事項

- (1) 目標
- (2) 事業実施箇所
- (3) 事業実施主体
- (4) 個別指標の達成状況

2. 改善措置の内容（要因分析・今後の改善策等を記載）

3. 改善措置の実施時期

4. 添付書類

- (1) 事業実施主体による改善計画
- (2) 中小企業診断士等による経営診断

様式 6

○○年度 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金  
交付決定前着手届

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領第8の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定を受ける前に事業に着手したいので届け出ます。

記

1. メニュー名
2. 事業費
3. 事業実施主体
4. 着手予定年月日
5. 交付決定前の着手を必要とする理由

(別記条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合であっても、当該損失は事業実施主体が負担する。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、そのことをもって異議を申し立てない。
3. 当該施策については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては事業実施計画の変更は行わない。